

平成 27 年 10 月 7 日

◎弘田委員長 ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。（10 時 01 分開会）

本日から、委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された件は、お手元にお配りしてある「付託事業一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、なお、委員長報告の取りまとめについては、13 日火曜日の委員会で協議していきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、それに御異議ありませんでしょうか。

（異議なし）

◎弘田委員長 異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることといたします。

《商工労働部》

◎弘田委員長 最初に、商工労働部についてであります。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎原田商工労働部長 それでは、商工労働部の提出議案と報告事項につきまして、この後各課長から詳細に説明しますが、その概要につきまして説明させていただきます。

初めに、補正予算議案です。

一般会計で、増額補正 1 件、それから債務負担行為の補正を 1 件お願いしております。

資料②の 30 ページをお願いします。

商工政策課でお願いしております補正予算は、ことし 4 月に開設した県内事業者の円滑な事業承継や中核人材の確保を支援する事業承継・人材確保センターにつきまして、企業等の求人ニーズに対応するために、センターの体制をさらに強化するためにお願いするものです。

次に、32 ページをお願いします。

この債務負担行為の補正です。企業立地課で来年度以降に操業が見込まれる企業に対する立地促進事業費補助金について、不足が見込まれることになりましたので、債務負担行為の限度額の増額をお願いするものです。

次に、条例その他議案 1 件です。

資料③の 10 ページをお願いします。

第5号ですが、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案です。平成27年6月26日付で、第5次地方分権一括法が公布され、この中で採石法の一部が改正となったことを受けて、高知県手数料徴収条例のうち、同法を引用している規定の整理を行おうとするものです。

議案については以上です。

次に報告事項ですが、まず商工政策課から、第2期産業振興計画の実行3年半の取り組みの総括とさらなる挑戦について報告させていただきます。次に、工業振興課から、9月29日に平成26年工業統計調査結果が発表されました。その概要について報告させていただきたいと思います。双方とも詳細については、各担当課長から説明させていただきます。

最後に、前議会の委員会からこれまでの間の審議会の開催状況についてです。

お手元の青色の商工労働部のインデックスの最後の28ページです。商工労働部の平成27年度の主な審議会の状況となっております。雇用労働政策課で所管しております職業能力開発審議会で小委員会を7月から3回開催しております。この中で、高等学校の訓練のあり方などについて御協議いただいております。

以上で、総括説明を終わります。

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈商工政策課〉

◎弘田委員長 初めに、商工政策課の説明を求めます。

◎吉本商工政策課長 商工政策課の平成27年度の9月補正について御説明させていただきます。

お手元の資料②の31ページをお願いします。

右端の説明欄です。事業承継・人材確保支援事業委託料として、東京への求職コーディネーター2名、求人専任担当者1名、スタッフ1名を新たに配置する経費として、1,943万8,000円を計上しております。

それでは、お手元の商工労働部議案補足説明資料の1ページをお願いします。A3の資料です。

まず、左上の枠です。この4月に設置し、7月にグランドオープンしました事業承継・人材確保センターですけれども、これまで地元金融機関のOBや専門会社から派遣を受けた事業承継や人材確保に関する専門家、U・Iターン担当の非常勤3名を含む総勢12名を配置して、事業者への相談をワンストップで対応してまいりました。

資料左側の中ほどが、これまでの取り組みです。

一つ目の四角の事業承継に関しては、商工会、金融機関等への訪問や各業界団体等への総会への出席など、あらゆる場を活用して、事業承継の重要性やセンターの業務内容などについて、関係機関や事業者の皆様を直接訪問して説明を行ってまいりました。

二つ目の四角です。人材確保については、これまで県内高校、大学、同窓会、県人会の事務局などを訪問して、センターの取り組みの説明や人材情報の提供についての協力要請を初め、首都圏等において就職相談会の開催などを行ってまいりました。

加えまして、三つ目の四角にありますように、事業者に対しては、県内10カ所でセンター主催のセミナーの開催を行うなど、まずはセンターを知ってもらい、相談にお越しいただくための啓発運動に取り組んでまいりました。それらの取り組みによりまして、この枠の一番下の米印のところにあるように、9月末の相談件数は105件となっております。

括弧内ですけれども、相談のありました事業承継の案件57件については、税理士や公認会計士等の専門家の活用や専門スタッフと金融機関、各支援機関からなる支援チームにより、課題の抽出から事業承継計画の策定まで、おのおのの段階に応じた対応を進めております。御相談を受けた全ての案件について、円滑な事業承継に向け取り組んでいます。

一方、人材確保に関しては48件の相談を受け、そのうち採用につながったケースが6件です。しかしながら、人材確保については、まだ多数の求人があります。さまざまな求人ニーズに応えていくためには、多様な人材情報を蓄積する必要があり、ここが課題だと考えております。

このため、まず、企業等のニーズに対応した中核人材の掘り起こしの徹底強化に取り組んでまいります。

資料右側の強化のポイントをごらんください。ポイントとしては、人材情報の収集から企業とのマッチングまでの流れを示したものです。

今回の取り組みの目的として、できるだけ多くの人材リストを整備することにより、中核人材を確保することはもちろんですけれども、移住促進にもつなげていきたいと考えております。

このステップ1からステップ5につきましては、移住促進の人材誘致の取り組みなどもしっかり連携する中で、高知県の人材確保に協力していただける高知県関係者や企業の皆様などに広く高知の情報を発信して、より多くの高知の企業への関心を持ってもらいながら、最終的に高知の企業に就職してもらう取り組みを順次進めます。

特に、十分なマッチングを行うためには、ステップ1のステップ1-1・1-2・1-3、この段階が非常に大切だと思っており、より幅広く、迅速に人材情報を収集できる体制を充実強化していく必要があると考えております。

そのため、資料左下になります9月補正の主な内容として、県内事業者の中核人材の求人ニーズに対応するため、事業承継・人材確保センターに首都圏の中核人材の掘り起こしを行う東京駐在の求職コーディネーターを2名、県内企業の求人ニーズを掘り起こす求人専任担当者とデータ整理や補助を行うスタッフ2名、合わせて4名を増員して、体制を強化したいと考えております。

その下の一つ目の点です。求職コーディネーターについては、高知県東京事務所内に配置し、県人会、県内高校・大学の同窓会、観光特使、高知県にゆかりのある企業等への訪問やU・Iターン就職相談会、転職セミナーなどに参加し、人材情報の収集を行うほか、県移住促進課が配置している移住・交流コンシェルジュ等とも連携しながら、首都圏在住のU・Iターン希望者、転職希望者などにアプローチしていくことで、県内企業のニーズに応えられる中核人材の確保に努めてまいります。

また、事業承継・人材確保センターが6月下旬に県内事業者を対象にアンケート調査を行っております。その結果、中核人材が確保できていないと回答された事業者が200社を超えております。こうした事業者の求人ニーズにきめ細やかな対応を行っていくことも課題だと考えております。

そのため、二つ目の四角になりますが、今回新たに求人専任担当者等が、それらの事業者を初め、新たな事業展開を行っている事業者を訪問して、求人ニーズの掘り起こし及びその事業者が求めている人材像を具体化することで、求職者とのマッチングをより円滑に行ってまいりたいと考えております。

以上で、補正予算に関する説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 首都圏の求職コーディネーター配置ですけど、積極的にいろいろ展開するのはいいことなので頑張っていたきたいと思うんですけど、その手法についてちょっと聞きたいです。県内で人材不足や事業承継で悩んでいる企業があるとして、この求職コーディネーターの活動は、県内のAという企業、Bという企業、その企業たちが求める人材を探すことになるのか。あるいはそれとは関係なしで、もう徹底的にいろんなケースに当てはまる人材を掘り起こして、そこで首都圏人材バンクみたいなものをつくっておいて、それに対してこの高知県内の企業のニーズに合う人を選んでいくことになるのか。つまり、ニーズがあってそれに合う人を探すのか、ニーズは置いて、とにかく首都圏でそういう人材をリストアップして、それからマッチングしていくのか。どうイメージされているのかをお聞きしたいです。

◎吉本商工政策課長 求職コーディネーターの活動としては、先ほど御説明しましたように、県人会などを直接訪問します。その目的は、当初はできるだけ多くの人材情報を集めることでして、A社、B社、個別の求人に当てはまる人を探すことではありません。できるだけ多く人材情報を集めて蓄積していくことによって、そういう御要望にお応えし、ひいては、その人材情報をいろいろなものに活用することまで考えて活動していきたいと考えております。

◎武石委員 そうすると、その候補になる人材を一元化した情報を県にストックしていく役割を担う人になるんですね。そういうことでの仕事の内容についてですけど、毎日人材

を求めて朝から晩まで歩き回るのか。それから勤務体制やギャラについては、どういう状況ですか。

◎吉本商工政策課長 勤務体制は高知県東京事務所への配置を考えておまして、それでローラー的に全部を回るのは、なかなか厳しいと考えています。まずは、例えば県人会のキーマンを御紹介いただいて協力者になっていただき、そこからいろいろな方を紹介していただいて、ネットワークを広げていきたいと考えております。高知県に關係する企業についても同じような手法によりたいと考えております。

それから、待遇については、3万円を超える単価を考えております。

◎武石委員 3万円というのは。

◎吉本商工政策課長 1日当たり3万4,000円の単価です。

◎武石委員 いろんなつてで人材を探していくとのことですが、じゃあ、県はどんな人材を探さない、あるいは探してくださいとコーディネーターに話をするんですか。

◎吉本商工政策課長 まずは人脈を持っていらっしゃる方、人材關係の会社に勤められている方が一番望ましいとは考えますけれども、例えば企業に勤められて部長職といった経験の有する方で、高知県に対して協力的な思い入れを持っていただいていることに加えて、高知県のことをよく知っていただいている方が一番理想だと考えております。

◎武石委員 高知県出身であるとかないとか、あるいは年齢層はどうか、性別はどうか。部長とおっしゃってもどういう業界の部長なのかということ、もう少し具体的に御説明ください。

◎吉本商工政策課長 年齢は、やはり活発に活動していただかなければなりませんので40歳前後の方を考えております。それで、業界については、この業種の企業といった特定はできませんけれども、やはり高知県の製造業などにつながる企業に勤められていた方が望ましいと考えております。

◎武石委員 もう最後にしますが、それでマッチングできて、じゃあ、私、東京から引っ越しして、高知のA企業の経営者になりますという話が成立した場合に、住むところを含めて生活を高知に移すための経費への補助等について、県が部局横断型で支援しなくてはならない状況も出てくるかと思うし、あるいは、マッチングまでが県の仕事なので、それについてはA企業でやってくださいとなるのか。現時点で可能な範囲でお答えください。

◎吉本商工政策課長 このA3の資料のステップ4とステップ5がそれに当たると考えております。高知県への転職を真剣に考えていただいているからは、私どもの役割の部分と、移住促進課のスキームを活用して、あいている住居を紹介していただくなど、いろいろな支援ができると考えておりますので、しっかり連携しながらやっていきたいと考えております。

◎土居委員 とりあえず中核人材の掘り起こしをして、まず数を確保していき、そこから

さらに、この事業を今後も続けていかれるのだと思うんですけど、ただ、大きくなればなるほど、その管理も大変になってくると思います。マッチングには各業界・分野や登録された人の状況等とのタイムリーさが求められると思います。そのためには、人材を常に把握しておくしっかりとしたリスト管理が大事になると思うんですけど、その辺の組織的な対応は、どう想定されているんでしょう。

◎吉本商工政策課長 収集した人材リストについては、事業承継・人材確保センターで電子的に管理することを考えております。まず、データの蓄積が第一ですけれども、その内容もいろんな項目のデータを入れて、マッチングに資するデータの管理をしたいと考えております。

◎土居委員 今後リストが増大していく中で、今の組織体制で、できるだけ詳細に管理していかないかと思うんですけど、しっかり対応できる組織体制になっているんですかね。

◎吉本商工政策課長 今回の補正でお願いしているスタッフ1名が、データを管理することを考えております。パソコンを使ってしっかり管理できるよう設計しながら取り組んでいきたいと考えております。

◎浜田（豪）委員 アンケートの相談等実績が9月末で105件となっておりますが、その相談に来られた方の業界と業種の割合を教えてください。それと、まだ始まったばかりだと思うんですけど、事業承継について57件の相談があって、実際に承継につながった例があるのか。また、うまくいきそうな手応えや感触をちょっと教えてください。

◎吉本商工政策課長 A3の資料の米印の105件については、現在、事業承継・人材確保センターが相談を受けている件数です。相談者の業種については、製造業それからサービス業等が一番多くなっています。

◎武石委員 これは、本当に大事な取り組みだと思うんですけど、一方で非常に困難な取り組みでもあると思うんですね。私も議員になる前に会社の経営をやっておりましたから余計に実感としてわかるんですけど、会社経営といえども、結局は経営者個人が債務保証なども全部保証して人生をかけた勝負に出ないといかんわけなんですよ。

高知県内で事業継承に悩む企業っていうのは、イメージ的にどんどんこれから発展が望めるアメリカのシリコンバレーにあるようなベンチャー企業みたいなものではなくて、ほとんどが代々受け継がれてきて、今の時代になかなか合わなくなってきたとか、非常に行き詰まってきたところから再興しなくちゃならん状況だと思うんですよ。

そんな中に、個人で債務保証まで引き受けて飛び込むには、かなりのやる気や決意、それからビジネスモデルがきちっと描けるといった多くの条件がそろわないと実現しないと思うから困難だけれども、やらないかんとというのはそういうところなんです。そうすると、法律の問題への支援や金融機関との交渉などの対応、また、いろいろな規制緩和がないと、実際の問題として条件がそろわないと思うんですよ。

その辺、困難であることを前提に置いて聞くんですけど、問題を一つ一つ、どう解消していくのかの方針をお聞かせいただきたいと思います。

◎吉本商工政策課長 おっしゃるように確かに非常に難しい仕事だと認識しております。しかし、例えば今回そのステップ1で、県人会や同窓会を回らしていただくのは、高知県とのつながりがあって、どうしても帰られなければならない方もいると考えております。そういう方の需要は一定ありますし、それから、自然に興味をお持ちだったり、趣味があって高知県にどうしても住みたいと希望されている方もいらっしゃいます。そういった方をターゲットにして、まずは取り組んでいきたいと考えています。

それで、債務負担につきましては、まず、会社の一定中核人材として採用させていただいて、その後、経営者や周囲の状況等を踏まえて判断するとともに、税理士や顧問弁護士を含む支援チームから助言も賜りながら、どのような事業承継の形態をとるのか検討していきたいと考えています。

◎原田商工労働部長 補足させていただきます。

この事業承継・人材確保センターにつきましては、民間の調査会社の数字なんですけど、高知県の場合、休廃業件数は倒産件数の6倍の状況です。全国と比べても、ただでさえ事業者数が少ない高知県の中で、どう対応するのかが問題となります。その中の基本的なものが、事業承継や人材確保の問題じゃないかとの認識がありました。

議論する中で一番大事なのは、単なる承継ではなくて、その事業自体をどう育てていくのか。単なる後継者を用意するのではなくて、今の事業をどう発展させるのかを基本に考えたところなんです。

そういう意味で、今、委員がおっしゃったように非常に難しい問題がありますが、産業振興計画のいろんな施策のラインナップもそろえております。それから、人材確保に関しても一応そろえているんですけど、特にこの部分については、専門性を重視して、スタッフの中にも公認会計士や豊富な経験を持っている金融機関のOBといった優秀な方にも協力を得て入っていただき、難しい法律問題も含めたものにきちっと対応できる体制を整え、それから、事業をもう一歩育てる施策とあわせてサービスを提供する観点から、このセンターを設けたところなんです。

今、委員がおっしゃったように金融機関等も関連を持っておりまして、我々もちょっと驚いているのですが、全体の相談件数の中でもM&Aに関する相談も非常に多くなっています。金融機関はM&Aに積極的に取り組まれておりますので、地域の金融機関のM&Aの専門セクションとの連携も深めながら、より専門的な対応もできるようになっています。

そういう意味で単なる後継者ではなく、今、委員がおっしゃったように、もっと育てていく、困難な状況を打開する提案をしていくといったことを、このセンターは常に考えて運営していくようにしております。企業にできるだけ個別にマッチングする機能も持って

いますので、それができれば一番いいんですけども、やはり個々ですと探すのが大変ですので、今回の補正の部分については、人材確保の部分として、幅広い人材を用意する上で大事な点だと考えています。

人材紹介会社によりますと、8件ぐらいのデータがないと、1件のニーズに応えられる人材を確保できないとのことですので、できるだけ多くの人材のデータを集めて、その中でニーズに対応していくことが今回の趣旨です。ただ、センターの機能としては、前段に言いましたように、委員がおっしゃったところをきちっとカバーしていく体制を強化していきたいと思っています。

◎武石委員 大分わかってきました。ただですね、課長がおっしゃるように高知県に帰らなくてはならない事情がある方とか、高知県での生活に憧れる方は、確かに関心を持ってもらうきっかけにはなるけど、実際帰ってくるまでの動機にはならんですよ。都会で働いていたけど、親の面倒を見るためにもうそろそろ田舎に帰るといった人は、私の同級生でも大分出てきたんですよ。

ところが、さっきのターゲットは40歳前後とのことなんで、まだ親も元気ですよ。そんな中で都会で家庭を持って生活している人が、家庭をごそとこっちへ移すのは、よっぽどの動機がないと家族の同意も得られない。単身で来れば別ですけどね。そこでまた大きな決断が要ることになるんで、その決断を動かすようなものがこっちにないと、飛び込んできませんよね。だから、そこが難しい。

40代は、親の面倒を見るために仕方なく帰ってくる場合と違うんだから、よほどの体制をこっちで構えないと、そういう人材はなかなか出てこないと思うんで、ぜひその専門家たちとも連携して取り組むことをお願いしたい。

◎原田商工労働部長 委員の御意見にお答えさせていただきます。

今回のコーディネーターの動きは、大学からやりたいと思っています。大学在学中の方から、OB、県の関係者などのいろんなネットワークを使って、いろんな人に接触したいと思います。年齢的には、委員がおっしゃったように、社会でリタイアされる前後の方も大事な人材です。都市部の企業では、社員の再就職のあっせんについても考えられておられるようです。我々の今の整理では、企業回りをする中で、そういったところも狙って、高知県に興味を持っていただけそうな人材に声をかけていただいて、可能性のある方には、登録していただくことも考えています。課長は40歳と言いましたけれども、年齢にかかわらず、資格や知識経験のある方のデータを集めていくことを基本的な考え方としていきたいと思っております。

◎黒岩委員 武石委員が先ほど言われたように、高知県に人の流れをつくるのは難しいという話ですが、実は、十数年前に県外へ行っている高知工業高等専門学校のOBに要職として迎えるのでテクノフェローとして高知県に帰ってきて、今まで培ったそれぞれの技術

や経験を生かしてもらいたいということで、アンケート調査をしたことがあったんです。そうしたら、本人は、できることなら高知県のために貢献したいという方がすごく多かったようなんですが、実際は、奥さんが友だちや知り合いがいないので、今住んでいるところから離れるのは忍びないなどの理由から、ブレーキ役になって、なかなか実現することが難しかったようです。やっぱり退職前の年齢になると、非常に難しい側面もありますので、そういうことも参考にしていただきたいと思います。

それから、そもそも論で申しわけないんですけど、この休廃業等が非常に多いとのことですが、昨年度の高知県内で休廃業した企業数及びその従業員数がどれぐらいか、ちょっと参考までに教えてもらえませんか。

◎吉本商工政策課長 帝国データバンクの調査によるものですが、平成 25 年度の休廃業件数が 215 件で、従業員数は約 800 人です。

◎黒岩委員 それで、後継者がいるのであれば事業承継したいとの思いを持っている経営体は、どれぐらいあるんですか。

◎吉本商工政策課長 帝国データバンクの調査では、そこがわからなかったことから、事業承継・人材確保センターが 6 月に独自の調査を行っております。代表者年齢が 50 歳以上の企業及び個人事業者を 2,762 件抽出して、1,190 件の有効回答が寄せられております。その結果、後継者が決定しているが 43%で、57%が今後そういった対応を考えなければならぬ状況です。

◎黒岩委員 その 57%の企業等が後継者を受け入れるのに、今後考えなければいけない基本的な課題の一番のポイントは、どこにあるんですか。

◎吉本商工政策課長 後継者が見つからないとの回答が一番多いですが、次に、自分の息子がまだまだ成長していないので譲ることが難しいとの回答が多いです。

◎黒岩委員 これは全国で同じ取り組みをやっているわけですから、いかに高知県に縁のある方の情報を集積して、来てもらうかになろうかと思っておりますので、非常に難しい側面があるのが現実だと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

◎原田商工労働部長 おっしゃるとおり、大変難しい話です。それで、この問題は全国的にも大きくなっているんですが、特に高知県の場合は、高齢の経営者が非常に多いところが大きな問題ですし、その個々のケースに当たってマッチングする相手を探すことも大事なことなんですが、事業承継・人材確保センターの活動を通じて、できるだけ早くその事業承継の問題を認識していただくことが重要だと考えています。

何かの統計で、7 年前から始めるのがベストだとの報道がありましたけれども、10 年前から、つまり 50 代から自分の 10 年先の後継について考えていただくことを含めてやっていく。今のデータでも個別にもう行き詰まっている方もいらっしゃるもので、そういうことも当然対応しますが、高知県の企業の後継問題をトータルでカバーしていく動きを事業承

継・人材確保センターがきちっとやっていくことだと思います。

その行き詰まっている問題は非常に難しくなっていることが一般的なようですから、できれば、公認会計士なり金融機関の専門家がアドバイスして、事前に対応していくことも大きな役割になっていくと思います。そういうことも含めてトータルで、この大きな問題に対応していきたいと思います。

◎武石委員 事業承継に悩んでいる県内企業というのは、私の中で、既に廃業したものも含めていろんなケースが頭の中にあって、それと照らし合わせて、ずっと考えているんです。困難やけど、やらんといかんというのは、そういうところなんですけど。実際、一部上場みたいな株式で経営していくような会社じゃなくて、同族経営でしょう。だから、高知県の企業は、実際の問題として、会社の2階で住まいしていることや、親戚が出てきたり何やかんやするわけですね。だから、企業だけじゃなくて、そこには生活、財産、遺産相続やらが絡み合っている会社なんで、私が東京から帰ってこの会社を経営しますとなったときに、そこでまたハレーションが起こったり、あるいはそれを拒否する勢力が出てくるといった難しさが必ず出てくると思います。そこまでクリアするのは、なかなか大変なことだと思うんですが、その辺も踏まえて取り組まれているので、そのことに対する御所見をお聞きしたいのと、もう一つは、課長がおっしゃった、いきなり経営者として帰ってくるわけではなく、将来経営する人材として、まずは給料で雇うから帰ってきてくださいということもあるとのお話がありました。

その場合に、年収が200万円になるのか400万円になるのかわかりませんが、新たな雇用するのはなかなか難しい体力のところも多いと思うんです。だから、都会でもらっている報酬と同じものを払うことには、なかなかならんと思うんですよね。

その場合、今は報酬が減るけど、自分が頑張れば報酬が上がっていく期待が持てれば、それでも帰ってくるかもしれない。でも、そうならない場合についてですけど、例えば、年俸300万円は要となったときに、その300万円を企業が出せない。じゃあ県として何らかの補助をするのかも考えて、ハードルを下げていかないと、なかなか実現しないと思うんですけど、この2つについて質問します。

◎吉本商工政策課長 この取り組みに関しての全体的な所見ですけれども、確かにおっしゃるように非常に難しい取り組みです。しかしながら、おっしゃるように、将来の人口見通し等を考えると、やっていかなければならない仕事でもありますし、それからアンケート調査の結果によると、中核人材を必要とする企業もありますので、それは取り組んでいかなければなりません。

ただし、そのマッチングの仕方が非常に難しいとは考えております。これについては、おっしゃるように、確かに将来的には、そういう手だても必要になってくるかもしれませんが、今、取り組みを実行することで、いろんな事例を蓄積していった中で、その

必要性について、今後検討していきたいと考えております。

◎原田商工労働部長 事業承継といいますが家族内や企業内の役員の方でありますとかに、後継者となる方がいないので外部から入れたい場合や、それからM&Aも含めてですね、いろんなケースがあるという意味では、非常に専門的な対応が必要であり、おっしゃるとおりだと思います。

我々としても、そこは考えた上でスタッフを構成していますけれども、さらに細かいこととして、守秘義務の問題も含めて、組織内のスタッフについては、金融機関だけではなくて、中山間地域の企業などについては、地元の企業についてよく知っている商工会等も含めた支援チームをつくるといった工夫もしております。

非常に困難な問題があるので、最終的にうまくいかないところも、どうしても出てくるとは思っておりますし、それから廃業を指導する部分も当然出てくると想定しております。

そういったことも踏まえて、まだ伸びる企業や事業所、それから専門的な法律的なことも含めて対応すれば残っていける企業について、きちっと対応してつないでいくことを基本姿勢としてやっていきたいと思っておりますので、そこは現状を見ながら、ケースバイケースで心がけていきたいと思っております。

◎武石委員 その相談実績が105件とのこと、高知市が一番多いだろうと思うんですけど、郡部からも相談が来ているのか知りたい。この105件のエリアの傾向について、細かい数字は要らるので、大体わかりますか。

◎吉本商工政策課長 高知市が58%で33件です。あと、郡部が11件で19%、その他の市が13件で23%です。

◎武石委員 このやり方がいかんわけじゃないがやけど、最終的に集約するのは事業承継・人材確保センターとしても、もっと郡部できめ細かく相談をしやすくするためには、商工会や商工会議所、あるいは市町村役場で気軽に相談できる場を設け、もっと窓口を広げるため、市町村の協力を求めていくことも大事じゃないかと思うし、その辺はどうでしょうね。県ばかり一生懸命やっていますけど、もっと市町村にも荷を持ってもらったらどうかと思うんですけどね。

◎吉本商工政策課長 おっしゃるとおりだと思っております。セミナーは、各郡部も含めて10カ所やっておりますし、それから商工会、商工会議所でも説明会をしておりますけれども、まだまだ足りておりません。ですから、もう少し市町村や地域の商工会、商工会議所に入っただいて、もっと幅広くやっていきたいと考えております。

◎米田委員 大分意見が出ていますが、僕も既存の事業所を守り発展させる点では、県としてもいろんな新しい取り組みをしていかないといかんとの思いはあるんですが、この求職コーディネーターの賃金は1日3万4,000円とのことですが、どういう払い方をするのかわかりませんが、商工会議所か事業承継・人材確保センターの職員になるのか、予算上

1カ月にどのような勤務形態になるのかと、コーディネーターの選任方法よね、どんなふうを選んで、どんな人を選ぶ予定にしているのか。それと、仕事の成果となる人材リストについて、何を目的にするかが一番問われるわけで、勝手にリストに載せられませんよね。必ず面談して、高知県へ来る可能性も含めた話をした上で、リストを充実していくことがこの人の業務なのか。そこら辺、実務的なことも含めて、3点お伺いしたいですが。

◎吉本商工政策課長 まず求職コーディネーターの月当たりの給与ですけれども、1日3万4,000円で20日間計上しておりますので、68万円です。この単価は、商工労働部で雇用している方と同じ単価を使っております。

それから、この方は事業承継・人材確保センターが雇用して、東京事務所に駐在する形を考えております。それから、採用につきましては、公募して、できるだけ早い時期に、先ほど御説明させていただきましたけれども、企業での経験がある方で高知県の情報を持っていること、それから人材ネットワークの形成ができる営業型の方を考えております。

それから成果としては、まずは人材リストの蓄積を考えておりますので、できるだけ多くの方を人材リストに載せる。その中から、企業からの求人とのマッチングを地元で頑張ってやっていきたいと考えております。

◎米田委員 そのリストをつくるとしても、一方的にこういう技術を持った人がおりますとするだけではなくて、当事者が理解、納得した上で、リストに載せてもらっても構いませんといったところまで話がまとまってないといけませんよね。それで、月に68万円も払うわけですから、単純にリストの数だけをふやしたらえいと思いませんし、そういう候補になる人を広げる意味だとは思いますが、そのリストに載せる基準については、どのように考えていますか。

◎吉本商工政策課長 先ほど御説明させていただきましたA3の資料の右側にある強化のポイントです。まずは、キーマンとなる高知県関係者を訪問して、協力者になっていただき、その方から人材リストへの登録の可能性がある方を紹介していただいた後に、その方を直接訪問して、人材リストへの登録のお願いをします。それから、高知県関係のいろいろな企業がありますので、そちらの人事部なども訪問して、先ほど部長からも御説明したように、退職前の方を御紹介いただくなどの活動をしていきたいと考えております。

◎原田商工労働部長 今、コーディネーターの役割について、課長が申し上げましたけど、ある意味、できるだけ多くの求職者情報を集めていくために、最前線で動く職員という位置づけになると思います。リストをつくるには、いろんな方が関係してきます。コーディネーターが動きましたら、事業承継・人材確保センターが訪問する会社や同窓会情報などの県内の人脈情報を伝えます。また、東京事務所が持っている県内ネットワークの情報も、まず、このコーディネーターに集めていき、その情報に基づいて、コーディネーターが、直接組織に当たって行って、例えば、高知県の関係団体であれば、そこから傘下の従業員

を全部回っていく。それから、県を挙げて、大学の同窓会であれば、その関係を回っていく上で、必要な情報をコーディネーターに全て集めて、実際に当たっていき、そこで整理した情報を事業承継・人材確保センターに集めてデータベースをつくります。

この求職コーディネーターがマッチングまで全部やることには当然ありませんので、いろんな情報から、このコーディネーターが人材情報を足で稼いで、最終的には事業承継・人材確保センターにつないで、データベースを構築して行って、具体のニーズに対するマッチングは、事業承継・人材確保センターでやっていくといった役割分担が当然できると思います。

◎米田委員 少なくとも面接をして、本人が高知県の企業で仕事をするために行くことも含めて確認した上で、リストに載るとの理解でいいんですよね。

◎原田商工労働部長 そうです。あくまで候補者になるかとは思いますが。その場ですぐに決断できないこともあろうかと思えますけれども、今後、高知県への就職、移住を考えていただけるのであれば、最終的にはこのコーディネーターが人材リストへの登録に向けて説得していくことになろうかと思えます。

◎米田委員 それで、さっき武石委員も言いよったけど、その事業所からの相談について、一応、事業承継と人材確保に区分けしていますけど、事業承継として何とか続けようと思った場合に、やっぱり人材確保や金融面の問題だとか複数あると思うんですね。それは、どっちに重みがあるかで、事業承継あるいは人材確保という分け方をしていると思うんですけど、そういうことですかね。

◎吉本商工政策課長 人材確保につきましては、事業承継以外として、新分野に進出して事業を展開していくため、片腕となる方が欲しいといったところまで相談を受け付けております。両方係ってくる場所もありますけれども、後継者といった部分については、事業承継に区分けしております。

◎米田委員 人材の問題は、一番大事だけれども非常に困難な事業だと思うんですが、これまでの相談実績として48件の相談があって、今後もっとふえると思うんですけど、採用された6件は、どんなふう確保されたのかと、後々42件はうまくいっていないのは、やっぱり新たな人材がなかなか見つからないからで、今回の措置につながったのかなと思うんですけど、そういうことで求職コーディネーターを新たに配置するのでしょうか。

◎吉本商工政策課長 現在の6件の採用につきましては、工場の管理職員や銀行に採用された方などいろいろなパターンがあります。今は6件ですけれども、まだ求職を28件いただいておりますので、こういった方々に対応すること、それからアンケート調査により、200件を超えるニーズがあると考えておりますので、そういったところに対応する必要性から、今回補正させていただくということです。

◎原田商工労働部長 今、課長の言ったとおりなんですけど、一つ補足させていただきます。

まず、事業承継も人材確保もともに結構時間がかかります。特に事業承継は時間がかかりますので、きちっと状況や課題を整理した上で、専門家が支援をしながらつないでいくことが重要だと思います。そして、事業の問題点をピックアップして、対応はどう考えるのかといった段階があります。最終的に事業承継計画を立てていくのは、結構時間がかかることです。事業承継・人材確保センターは、7月にグランドオープンしたばかりですので、まだそこまでいってないケースも多いです。ただ、人材確保に関してはすぐにマッチングできる事例も出てきているので、6件の実績が上がっています。

もう一つ、今回の補正の肝は、単にそういうことではなくて、今、特に専門的な技術を持った人材の確保が非常に難しくなっています。これは全国的な景気の状態も踏まえて、特に都市部では人をどんどん採っています。特に高知県は少子化が進む中で、県内の人材がなかなか確保できないことが一番の問題として意識しています。

そういった状況の中で、先ほど課長が言いましたように、アンケート調査の結果によると、多くの企業で専門的な技術を持った中核人材が足りなくて、事業展開が難しいといったことから、人材確保のニーズがあります。そのニーズにどうやって対応していくのかとなると、当然県内もやりますが、やはり今は県外からを中心として人材確保をどうするのか。今は移住政策も進んでおりますので、そことマッチングしながら、県内の事業者が求める人材をどうやって確保するのか。今の県内の状況から考えると、どうしても一定の求職者を集めないと進まないとの問題意識があります。

そこから、今までも都市部、首都圏からの移住実績はたくさんありますが、やみくもに行っても無理がありますので、まずは高知県関係者のネットワークを使って回りたいと思います。これだけでもすごい量です。まず、そこから始めて、高知県に行ってみたいといったことからでもいいと思うんです。特にそういう関係から求職者のリスト、人材情報として集めてリストをつくっていくことが、今回のもともとの発想です。ぜひそういったことを現実化するため、もっともっと詰めた制度にしていく必要があると思います。

◎米田委員 言われるとおり、粘り強く時間をかけてやる必要があると思います。それで、その48件のうちの採用6件について、県内の人が何人とか、わかったら教えてもらいたいのと、アンケート調査をせつかくやられていますので、また委員会にも提出していただきたいなと思います。

◎原田商工労働部長 わかりました。

◎吉本商工政策課長 採用の6件については、県外が2名で、県内が4名です。

◎武石委員 尾崎県政の中でも重点課題として取り組む事業であるから、大事なことだと思うんですよ。今回新たにコーディネーターを雇用するわけですから、この方たちの働きぶりが重要なポイントになると思うので、質疑もするんですけども、課長の答弁の中にあつた「できるだけ多く」といった表現で済まされる問題じゃないように思うんですね。

これまでも貿易振興コーディネーターやいろんなコーディネーターと名前がついた予算がありましたね。私も監査を3年間やっていたのでよくわかるけど、コーディネーターの成果は非常にわかりづらいんですけど、大事であるからこそ、わかりづらいからもう仕方ないではいけないと思うんですよ。

米田委員も質問されたけど、コーディネーターが何をするのかというところで、できるだけ多くといった抽象的なアウトプットの話じゃなくて、知事がいつも言うどのくらいかというアウトカムですよ。事業承継・人材確保センターについても、そこを県として示さないといけないと思うんですよ。

私は、この予算は重要だから認めなくてはいけないと思うんですよ。ただ、認めたから、県議会は、あとは知らないとはならないので、その先どうするかの議論をもっと詰めたと思うんですよ。

だから、今すぐとは言いませんが、また報告できるときに、アウトカムの設定について、もっと具体的に固めていく話を聞かせていただきたいと要請しておきます。

◎黒岩委員 事業者向けのセミナーを県内10カ所で開催していますが、どれぐらいの方が来られていますか。

◎吉本商工政策課長 合計で70名の参加がありました。

◎黒岩委員 先ほど、ベースとなる平成25年度の休廃業件数が215件とのお話がありましたが、事業承継に向けて人材確保を希望している経営体は、全体的には少ないのですか。

◎吉本商工政策課長 まず7月に事業承継・人材確保センターが立ち上がって、いろいろな業務内容を周知するためにセミナーを行いまして、その後、アンケート調査をしましたので、それからすると、事業承継に関心がある経営体は非常に多いと考えております。

◎米田委員 TPPの問題で大筋合意との話が出ていまして、情報が国民に十分開示されない中で決着といった時点に到達していますが、商工関係で、その影響についての試算はされているでしょうか。

◎武石委員 それについては、先に議案をやって、その後でやったら。

◎米田委員 商工政策課が担当かと思うて、ちょっと聞いた。

◎武石委員 それはそうでしょうけど、今は議案をやりゆうがやき。それは議案じゃないろう。

◎米田委員 ほんなら後にしようか。はい、わかりました。

◎高橋委員 高知県以外でも、県が直接かかわって、こういった事業をやっているところがあるんでしょうか。

◎吉本商工政策課長 国の事業で事業引き継ぎセンターをやっているところが34ヶ所あります。ただ、事業承継と人材確保を一緒にやっているところは、今のところ高知県だけだと考えております。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈工業振興課〉

◎弘田委員長 次に、工業振興課の説明を求めます。

◎松岡工業振興課長 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について御説明させていただきます。

資料④、平成 27 年 9 月高知県議会定例会議案説明書の 1 ページの下の段をごらんください。

冒頭で部長からも御説明しましたが、平成 27 年 6 月 26 日付で地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 5 次地方分権一括法が公布されております。この中で採石法の一部改正があり、採石企業の登録の拒否を定めております採石法第 32 条の 4 第 1 項に、暴力団員の排除に関する規定が 4 号として追加挿入されました。このことにより、従前の第 4 号以後の規定の号数の変更が生じたので、高知県手数料徴収条例のうち、同法を引用しております規定の整理を行おうとするものです。

同じく資料④の 29 ページの新旧対照表をごらんください。

先ほど説明しました採石法第 32 条の 4 第 1 項における号数の変更に伴いまして、高知県手数料徴収条例第 27 条の表中、2 採石業務管理者認定申請手数料の事務の内容におきまして、新旧対照表の右側「法第 32 条の 4 第 1 項第 5 号ロの規定に基づく」を、左側「法第 32 条の 4 第 1 項第 6 号ロの規定に基づく」に一部改正するものです。

なお、次の 30 ページにあります第 30 条の改正につきましては、採石法の改正と同様に、砂利採取法の改正に伴うものでありまして、土木部用地対策課の所管となりますことから、産業振興土木委員会への付託となっております。

次に、資料③、高知県議会定例会議案の 10 ページをごらんください。

第 5 号「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例」議案の一番下の附則に記載しておりますように、法の施行とあわせまして、この条例は平成 27 年 12 月 26 日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈企業立地課〉

◎弘田委員長 次に、企業立地課の説明を求めます。

◎松下企業立地課長 提出議案である第 1 号議案の 9 月補正予算につきまして御説明させていただきます。

お手元の資料①とインデックス青色の商工労働部の議案補足説明資料の二つで説明させていただきます。

資料①の 8 ページをごらんください。

今回の補正予算は、企業立地に関連して、企業の設備投資等に対する補助金の債務負担行為の限度額の増額をお願いするものです。この補助金につきましては、企業が行う事業所の新設や増設等の初期投資に対して、新規雇用者数や投資額などの一定の補助要件を定め支援を行っているもので、立地が決定した企業の建設工事などの設備投資が複数年にわたることから、債務負担により対応させていただいております。

この予算につきましては、平成 18 年度に企業立地に係る補助金事務の取り扱いを県議会の皆様とも協議を重ねながら、現在の形に見直したものです。

また、企業誘致には企業のスピードに合わせた迅速性が求められることから、指令前着手を防止するためにも一定額を確保して、随時交付決定ができるように行わせていただいております。

債務負担行為の具体的な内容につきましては、お手元の青のインデックス、商工労働部の議案補足説明資料の赤のインデックス、企業立地課の A 3 横の資料をごらんください。

まず、資料の左から 2 列目をごらんください。一番上の企業名①から⑥までは既に補助金の交付決定を行っている企業です。①から③は、主として製造業を対象とした企業立地促進事業費補助金、それと④から⑥は、コールセンターなどの事務系の業種を対象としたコールセンター等立地促進事業費補助金の対象です。

このうち、何社か御紹介させていただきたいと思っております。

②の三昭紙業株式会社は、土佐市でマスクやウェットティッシュ等の紙加工品の製造を行っており、主要販売先からの受注対応を初め、自社ブランド製品や高付加価値の不織布製品の開発のために、このたび工場を増設するものです。下に記載しておりますが、この増設により、30 人の新規雇用とフル操業時の出荷額の増加が 35 億円程度を見込まれています。

次に、③の四万十あおぞらファーム株式会社です。こちらは、四万十町でのトマトなど種苗生産を目的として、愛媛県の種苗メーカー 2 社と県内企業 3 社で平成 27 年 3 月に設立した農業法人として、地域経済の活性化及び地域雇用の増加、園芸農業用の苗の安定供給などが期待されています。

それから、④の株式会社SHIFT PLUSです。こちらは、ソーシャルゲーム等の企画・開発・運営・テストに関する事業を行う企業です。高知市で 5 月から操業を開始して、現在 32 名体制で操業を行っています。こちらについても、フル操業時には 50 人の新規雇用が見込まれています。

これらの 6 社に対して、平成 28 年度以降に交付を予定している補助金額は、右から 3 列

目の①ですが、総額で3億4,137万7,000円となっております。

次に、右から2列目の②の欄をごらんください。こちらは、今後の企業進出への対応分として、現在6社が事業計画の最終的な調整を行っています。こちらの6社分の補助金額として、総額で12億1,706万円を見込んでおります。

既に交付決定している6社の分の①の欄と今後の企業進出への対応分の②の欄を合わせて、右端の合計の③の欄の下から6行目にありますように、債務負担行為として、合計15億5,843万7,000円の執行を見込んでおります。

左の一番下にあります当初予算額の7億4,625万円に対して、8億1,218万7,000円の不足が見込まれることから、今回、増額補正をお願いするものです。なお、予算の実際の執行については、予算を現年化して支出する流れになっております。

なお、右下にあるように、こちらの12社で、立ち上げ時に199人、本格操業時に445人の県内での新規雇用が見込まれております。企業立地課では、企業立地後もしっかりとアフターフォローを行い、早期の雇用拡大につなげたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 今回のこういう議会への報告の仕方あるいは予算の出し方については、これまでも随分積み重ねてきてこうなったので、これでいいと思います。資料で御説明いただいた企業の設備投資や、これから公表されるであろう企業に対する積極的な企業立地に取り組んでいただきたいと思います。我々も大きな期待をしております。実際にこうやって企業名が出て、その投資効果が明確に見えるのは、我々も本当にうれしく思います。よそから来てもらうのもありがたいけど、こうやって地元企業が新しく工場をつくって、さらに雇用と売り上げをふやしていくのは、高知県経済にとってこれほど喜ばしいことはないと思うので、さらにここに続く企業が出るように頑張ってくださいと思います。

◎土居委員 この資料の株式会社SHIFT PLUSですが、東証一部上場の株式会社オルトプラスという有名な企業の子会社で、大変な技術力を持った会社だと思うんですけども、高知県も今、産業振興計画の中でソーシャルゲームやソフト開発等のコンテンツ産業の育成を図ろうとしており、特にこういった技術系の産業のクラスター化を目指していると思います。そういった面で、この株式会社SHIFT PLUSは、そういう分野の一つの柱になり得ると思っておりますが、これをきっかけとして、県として、ソーシャルゲーム系の産業のクラスター化をどのように図っていくのか。

あと、これをどう関連づけて地元の関連企業を育成していくのか。また、あるいはこれからこういった分野を目指す若者等に対して、どういう影響があるのか。技術のレベルアップ等も図っていただきたいと思います。これは企業立地課だけではなく、商工労働部としてになるかもしれませんが、その辺の戦略について教えていただきたいと思います。

◎松下企業立地課長 この株式会社SHIFT PLUSは、東京に本社がある株式会社SHIFTと株式会社オルトプラスの相互の出資によって設立された現地法人です。

先ほどお話ししましたように、今回はゲーム関係の品質保証とソーシャルゲームの企画・開発の部分がくっついたわけですが、先ほど委員がおっしゃったように、こうしたところで操業を開始する中で、人材の調達ができれば、実際に今やっているゲームの開発なども広げていく計画を持っていただいています。コンテンツ産業の集積といった点では、直接の部分は、まんが・コンテンツ課の所管になります。ただ、この企業誘致につきましては、例えばコンテンツ産業や1次産業に関連する企業にしても、横のつながりを持っていますので、全庁を挙げて取り組みたいと考えています。今まさにコンテンツ産業の誘致に当たって、まんが・コンテンツ課で一定制度の充実を図るとともに、実際に来ていただいた際の人材育成の研修も行いながら産業の集積を図っていく取り組みを進めておりますので、そちらと十分連携しながら、事務系職場を含めたコンテンツ産業の集積につながるよう取り組んでまいりたいと思います。

◎米田委員 数字のことですけど、一つは、例えば①であれば区分が新設になっています。これは移転だと思うんですけど、現在は8人の従業員で、フル稼働時には、新たに11人を雇用する。それから⑤、⑥番は区分が増設になっていまして、⑤は、現在、従業員が84人で、新たに153人を雇用するとの理解でいいですか。

◎松下企業立地課長 委員がおっしゃったとおりです。

例えば、①のグラツェミーレは、現在、8人で操業しています。このたび、製造部門の事業所を設置することになり、資料の下に書いてありますように、その増設に伴い11人の新規雇用が生まれることになります。右も同じです。

◎米田委員 安定した働く場を確保することが県の至上命題みたいになっていますし、何とかふやすことが大事なんですけど、働き方が重要ですね。

それで、新たに増設や新設に対して補助するに当たって、県として、正規雇用に向けて最大限の努力をしてもらおうよう、要請や働きかけをしているのか。また、それぞれの事業所は、それに応えてどういう雇用形態をとろうとしているんですか。

◎松下企業立地課長 その参考として、例を一つ挙げたいと思います。これは、事務系職場に限ったところですが、県外からの立地により、徐々にではありますが、産業集積しつつあります。そんな中で、当初の雇用形態を見ますと、正規雇用は3割ぐらいだったと記憶しております。現在は、正社員がおおむね5割となっており、正社員がふえている状況になっております。

私どもが企業誘致を進めるに当たっては、もともと、安定した雇用の創出を目指していますので、企業誘致活動の中で、当然のことながら、企業にはできるだけ安定した雇用をお願いしながら、進めているところです。そうしたことで、正規雇用の割合が、3割から

5割にふえてきたのではないかと感じています。

◎米田委員 雇用形態の希望は人それぞれありますけど、基本はやっぱり正規雇用ですから、安定した暮らし等のために、ぜひ、今後も働きかけを強めていっていただくことを要請しておきたいと思います。

◎弘田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、商工労働部の議案を終わります。

続いて、商工労働部から2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈商工政策課〉

◎弘田委員長 まず、「第2期産業振興計画（商工業分野）の実行3年半の取り組みの総括とさらなる挑戦」について、商工政策課の説明を求めます。

◎吉本商工政策課長 第2期産業振興計画実行3年半の取り組みの総括とさらなる挑戦について、御報告させていただきます。

それでは、お配りしております商工農林水産委員会資料の報告事項の1ページをおあけください。

お手元の資料は、平成24年度から平成27年度上半期までの第2期産業振興計画の取り組みの成果や、この取り組みを通して見えてきた課題、また、今後取り組むべき政策の方向性をさらなる挑戦として記載しているものです。

なお、今回の報告内容につきましては、高知県産業振興計画フォローアップ委員会並びに商工業部会で御説明して、御同意いただいているものです。

A3資料1ページの上段にあります分野を代表する4年後の目標の達成見込みにつきましては、製造品出荷額等を代表的な指標として、スタート時の4,681億円から4年後の目標5,000億円として取り組んでまいりました。平成25年度には、目標を上回る5,218億円を達成しております。

なお、この後、工業振興課より御報告しますが、平成26年の速報値では、前年比0.6%増の5,249億円となっております。

このように目標額を前倒しで達成し、現在は10年後の目標である6,000億円以上の早期達成を目指して、取り組んでいるところです。

それでは、左側①「地産」の強化について、御説明させていただきます。

ものづくりの相談体制や製品開発への支援策の充実など、ものづくりの一貫支援体制を構築してまいりました。青印のところに、総括としてまとめております。

ものづくりの地産地消の推進としては、ものづくり地産地消センターを設置して、もの

づくりの相談に一元的に対応する仕組みを構築したほか、製品開発への支援策の充実を図ってまいりました。

また、新たな産業を生み出すためには、事業化プランが何より重要です。人が集まり交流できる研究会方式で、専門家によるアドバイスなどを通じて、事業化のアイデア出しから事業化プランまで一貫してサポートしております。

三つ目の黒丸です。新たに高知発の防災関連産業づくりのスタートや、四つ目の黒丸にある産学官連携による共同研究の支援などにより、ファイナブルの取り組みなどが事業化しております。

次に、中央の「見えてきた課題」です。一定、成果が出ておりますが、今後はその成果をさらなる発展に向けて、事業化プランの発掘と精度の向上、スピーディーな開発・製品化、人材育成、それから一番下の、共同研究の成果をさらに発展させる応用研究や事業化などをしっかり進めていくことが必要であると考えております。

これらを踏まえて、一番上に赤で書いております「全国に通用する、より多くの製品を生み出す」ことを目指し、事業化プラン策定支援から試作開発、販路開拓まで一貫支援を継続し、さらに強化していくことや、産学官民連携センターを生かして、より継続的かつ活発にイノベーション創出を幅広い分野で進めてまいりたいと考えております。

次に、2ページをごらんください。②「外商」の強化です。

これまでの取り組みの成果として、販売サポート体制を強化したことにより、外商が進んできています。平成26年度には、ものづくり地産地消・外商センターを設置することで、外商支援体制と活動の抜本強化を行ってまいりました。

また、二つ目の黒丸ですが、第2期産業振興計画の新たな柱である防災関連製品の外商の成果が出始めており、右下の表4にあるように、防災関連認定製品数とその売り上げが大幅に増加しています。今後はこの流れをさらに伸ばしていくために、「見えてきた課題」にありますように、生産能力や品質面の向上、人材の確保、またさらなる売り上げの大幅増に向けて、国内販売戦略と海外展開を強化していく必要があると考えております。

一番右端ですけれども、今後、全国に通じる製品技術のさらなる発掘とブラッシュアップを進め、国内にとどまらず、海外展開も本格化し、外商をさらに加速することを目指してまいりたいと考えております。

次に、3ページをごらんください。③の「地産外商の成果を拡大再生産へ」です。

これまでの取り組みの成果として、地産・外商の強化により、拡大再生産の動きが一定進んできております。

企業立地の推進では、下の表5-1や5-2にあるように、企業の新設と増設件数及びそれに伴う新規雇用が増加してきております。また、設備投資も拡大してきており、産業人材の育成・担い手の確保では、ことし4月に事業承継・人材確保センターを設置して、事

業の後継者や中核人材の確保の取り組みを本格化させたところです。

中央の「見えてきた課題」として、この流れを着実に拡大再生産につなげていくため、1次産業分野や事務系職場への対応の加速化、地産・外商の成果を拡大再生産に向けた設備投資を行うための推進、企業ニーズに応えられる人材の確保やマッチング機能の強化があります。

このような成果と課題を踏まえ、さらなる挑戦に五つの柱となる取り組みを挙げております。

まず、本県の強みを生かした第1次産業分野等と連携した幅広い視点からの産業クラスター化を目指してまいります。

次に、全国的なニアショア（地方拠点開設）志向を生かしたオールインワンのきめ細やかなサポートを武器に、事務系職場の集積を目指してまいります。

三つ目として、地産・外商の成果を生かして、設備投資による企業の飛躍的な成長を目指してまいります。これまでの成果をもう一段力強く成長させるために、一貫支援体制のさらなる強化と、金融機関等の支援機関と連携した企業の事業化プランづくりのサポートを強化していきます。

四つ目として、新たな事業展開や企業が必要とする人材の円滑な確保を目指してまいります。

五つ目として、暮らしを支え、人々が交流する商店街の活性化のために、個店の魅力アップや移住促進、観光振興の取り組みとも連携して、中心商店街のさらなる魅力アップと地域の暮らしや交流を支える商業機能の維持・発展に取り組んでまいりたいと思っております。

こうしたことにより、資料右端の10年後の目標である製造品等出荷額6,000億円以上の早期達成、雇用の拡大と地域のにぎわいの創出に全力で取り組んでまいりたいと考えています。

説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 製造品出荷額も上がってきて、今の説明でも大きな期待が持てる気がしてまいりました。知事から本会議において、防災対策の面で、ものづくりを伸ばしていくとのお話もありましたし、ものづくりの地産地消の考え方という、1次産業とのコラボにより効率を高めて、相乗効果により1次産業とともに2次産業も伸びることが可能になると思います。私の周りでも、一定、成功事例も見受けられるんですけど、ここであえて、そのものづくりの地産地消の成果、最新情報があれば、現状をお聞かせいただきたいと思っております。

◎松岡工業振興課長 高知県の場合、特に農業が力強いことがあって、すぐに思いつくの

はニラのそぐり機です。高齢化が進んで、なかなかそぐりが進まない中で開発されましたが、高齢者の仕事を奪うのではなく、仕事をしながら負担が軽減されて、なおかつ収穫面積が広がることで、今までは関西圏が中心だったんですが、関東圏に攻め入るところまできているので、ひとつ大きい成果があったと思います。

あと、魚のうろこ取り機も順調に伸びています。それと、林業関係になりますが、ペレット製造機械です。今、新たに商品開発ができて5,000万円以上の金額で売れているものは、手元の資料で四十数件ありますが、既に8件ぐらいが県外や海外を含めて売上実績が上がってきています。

ただ、先ほどの課題のところにもありましたけど、製造品等出荷額6,000億円以上を10年後の目標に掲げていますから、高知県経済を活性化していくためには、もっと活動を強めていかないといけないので、その分については、先ほど吉本課長が言いましたように、次期計画にももう少し骨太の施策を投入していくように議論しているところです。

◎武石委員 農業振興部が次世代園芸システムに積極的に取り組むとのことですが、今、四万十町で建設中のものについては、オランダの制御システムじゃないと技術力もなかなか追いついていかんと思うんですけど、一方で、在来型のハウスでやっていくCO₂発生装置等については、いろんなものが考えられると思います。今もやってくれているとは思いますが、1次産業の課題を掘り起こして、それと2次産業をどうくっつけていくのかを考えてもらいたい。まだまだ1次産業の現場で困っているものや悩んでいるものは、生まれているんじゃないかと思うんですね。実際、私の周りにもそういうことがあって、ここでも相談したいようなこともいろいろあるんで、そういう地域に埋もれているネタを掘り起こすには、どんな方法があるのか。

◎原田商工労働部長 企業誘致との絡みが少しあろうかと思います。それから、先ほど委員もおっしゃいましたが、現在、県内のアクションプランも含めて、いろんな動きが出てきています。いろんな事業を展開する上で、県外・県内の企業と高知県のいろんな事業と大きなかわりがあるって、ネットワーク、つながりが出てきていると認識しています。

それで、今、庁内で一番議論しているのは、例えば、委員がおっしゃった1次産業の視点でいいますと、その製品を使った製品の加工場をどうつくっていくのか、そのための企業をどう呼んでくるのか、ないしは既にある企業をフォローして、いろんな制度を入れながら、雇用と生産額をつくっていく。そのクラスター化に向けて、今議会が終わり次第、来年度にかけて、県内で進めていくことが大きなタスクになってくると思います。

商工労働部と農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部、それから、先ほど出ました文化生活部のコンテンツも含めて情報を一緒に持って、県内のそういった部分をさらに拡大していく取り組みとして、既に体制もつくっております。今、委員がおっしゃった部分の進め方として、単に県外から企業を誘致するのではなくて、そうしたものをどうしてい

くのか、これから雇用や生産量をふやすための大きな命題ですし、具体的に動いておりますので、今後も積極的に取り組んでいきたいと思っております。

◎武石委員 きのうちもTPPの大筋合意について報道され、きょうの高知新聞にも畜産の現場からの声が出ていました。そういったグローバルゼーションを目の前にして、例えば畜産について、どうしていくのかを考えたときに、やっぱりものづくりが必要になると思うんですね。例えば、今は処理しなくちゃならない堆肥が、お金に変わっていくようにするにはどうすればいいのか。やっぱりこれはものづくりの観点で、発展の可能性が出てくると思うので、1次産業としてではなくて、畜産はどうなんだとか、もう1回、きめ細かく洗い出しをしたら、TPP妥結後の対応についても視野に入ってくると思います。

◎原田商工労働部長 今も既に取り組んでおりまして、また御報告させていただけると思いますが、今後も進めていきたいと思っております。

◎弘田委員長 最後に私から、8月に宿毛市に行って、ファインバブルを見てきました。水産業のハマチの養殖に使われていて、現場まで行けなかったんですけど、港で実演していただいて、ファインバブルがどのようなものか拝見しました。

そのときに、これは簡単に設置できるし、いろいろなものに活用できると思いました。

これは、産業の種になりますので、育成して、高知県で起業化できるように支援をお願いします。

それでは、質疑を終わります。

〈工業振興課〉

◎弘田委員長 次に、平成26年工業統計調査結果報告について、工業振興課の説明を求めます。

◎松岡工業振興課長 9月29日に平成26年工業統計調査速報の発表がありました。その本県分の概要に関しまして、統計課発表の資料をもとに御説明させていただきます。

資料は、報告事項の工業振興課のインデックスがついた、平成26年工業統計調査の調査結果の概要をもとに説明させていただきます。

まず、4ページの上から二つ目の黒い四角をごらんください。

工業統計調査ですが、これは我が国の工業の実態を明らかにすることを目的に行われるもので、今回の調査は平成26年12月31日を調査期日として、従業者数が4人以上の製造業に属する事業所を対象に調査を実施したものです。

6ページの下、「2 工業統計調査の留意点」の二つ目の点をごらんください。工業統計の各産業分野別の集計では、それぞれの事業所において出荷額がトップである製品等の産業分類によって、その事業所の全ての従業者数や出荷額等を集計する仕組みとなっております。このため、事業所の売り上げの構成が変わることにより、分類される産業種別が変更となる場合がありますし、売り上げトップが製造業以外となった場合には、当該事業所

の出荷額全てが集計対象から除外となります。今回の事例で見ましても、生産用機械から金属製品に分類がえとなった企業や、出荷額の規模が大きな事業所が飲料・飼料から食料品に分類がえになっており、それぞれの分類において出荷額や従業者数の増減の要因となっております。

こうしたことから、分類ごとの従業者数の増減がそのまま実態を反映するものではなく、一つの目安として全体で捉える必要があることを御留意いただきますよう、お願いします。

もとの4ページにお戻りください。まず、上から三つ目の黒い四角、県の速報値の概要をごらんください。

まず、事業所数は前年と比べまして58事業所減の1,043事業所、対前年比でマイナス5.3%となっております。産業分類別で見ますと、生産用機械、業務用機械が増加する一方で、食料品、木材・木製品、繊維が減少しております。

次に、従業者数は前年と比べまして164人減の2万3,716人、対前年比でマイナス0.7%となっております。産業分類別で見ますと、輸送用機械、生産用機械、業務用機械で増となる一方、飲料・飼料、汎用機械、金属製品で減少しております。

次に、製造品出荷額等です。前年と比べまして30億9,018万円増の5,248億5,772万円、対前年比でプラス0.6%となっております。下の点の解説に記載しておりますが、内訳が公表されております産業中分類別で見ますと、前年と比べて19業種中11業種において増加しております。また、県内事業所の約90%を占めております従業者数4人以上49人以下の事業所でも前年を上回る伸び率となっておりまして、製造業全体の底上げ基調を維持していることがうかがえます。

次の点をごらんください。本県の産業中分類の中で一番金額が大きい食料品が57.7億円増加し、木材・木製品がプラス20%、パルプ・紙がプラス9.1%、生産用機械がプラス10.6%と伸びております一方で、輸送用機械が24.8%、電子部品が20.1%の減少となったことから、全体で小幅な伸びにとどまっております。

次に、都道府県順位です。前年と同じ順位で推移しておりまして、事業所数は46位、従業者数は47位、製造品出荷額等は47位となっております。

次に、5ページをごらんください。まとめを記載しております。

重複する部分も出てまいります。本県の製造品出荷額等は5,249億円と、前年が全国第4位の伸び率となったこともあり、今回は小幅な伸び率となっております。参考に、直近2年間の伸びを全国平均と比較してみますと、高知県はプラス6.1%であり、全国平均のプラス5.1%を上回る結果となっております。

先ほどもお話ししましたが、公表されている産業中分類別の19分類中11分類で、対前年比を上回っております。また、事業所数で約90%を占める従業者数4人以上49人以下の事業所においても対前年比を上回っており、広範囲にわたり底上げ感のある結果となっ

ております。

5 ページの中ごろですが、こうした中、食料品は分類がえに加え、幅広く堅調な増加が見られております。また、木材・木製品は新たな大型製材所が本格稼働になったことなどにより、前年を上回る結果となっております。一方、完成まで長期の期間を要するため、その竣工時期にばらつきがあります輸送用機械や、注文に応じて他社製品を仕入れ販売しておりました電子部品などは、前年を下回る結果となっております。

6 ページに全体のまとめを記載しておりますが、本県の製造品出荷額等は産業や事業者ごとで強弱があるものの、対前年比で大きく増加して前年をさらに上回り、全体としては引き続き広範囲にわたり底上げ感を維持した結果となっております。これも産業振興計画の推進が一定貢献しているものと考えております。今後もこうした上昇傾向を持続し、本県経済がさらなる飛躍を遂げまいりますよう、産業振興計画の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

統計課発表の資料に基づきました説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 この4 ページの輸送用機械と電子部品が、マイナスになった要因は何ですか。

◎松岡工業振興課長 輸送用機械については、造船の部分で年度間によってばらつきがあります。企業に問い合わせをすると、去年はすごく大きくて、ことしその分落ちて、来年はまた伸びる見込みとのこと。それともう一つ、一番大きなところは、現在、ドックの拡張工事をしており、それが今年度完成するので、それでまた大きなものを受注していくこととなりますので、基本的には堅調に推移しています。年度間のバランスが非常に大きい部分になっています。

それから電子部品は、みずからの工場で作る製造本体の出荷額は増になっているんですが、発注元の要請に応じて部材を仕入れて納品している部分が落ち込んだことによるものです。この工業統計は、全国統一の統計ルールでやっていますので、そういった仕入れ販売の部分も調査結果に入ってきます。これは、その部分が落ちたことによるものです。

◎黒岩委員 それで、この輸送用機械が減っている中で、従業員数がふえていますよね。これはどういう相関関係があるんでしょう。

◎松岡工業振興課長 統計課に確認したところ、去年、汎用機械に分類されていた事業所が、ことしは輸送用機械に分類がえされた影響のようです。

◎武石委員 パルプ・紙がふえたのは、どういう要因によるものですか。

◎松岡工業振興課長 紙・パルプは、もともと本県産業を支えている産業で、製紙工業会などによると、かなり好調に上がってきたとお話はいただいておりますが、ちょっと要因まではお聞きしていないので、また問い合わせなりして、御報告させていただきたいと思っております。

◎武石委員 産業振興計画に位置づけられた事業で、こういう数字を引っ張っているのかどうかを知りたいので、さっきも企業立地課から説明していただいたように、新たな製品開発によることもあると思いますし、また、その辺の要因分析をお願いしたいと思います。それから、その食料品が伸びたのは、飲料品等の分野からの分類がえがあったとのことですが、これも産業振興計画が効いてきていると見ていいんですかね。

◎松岡工業振興課長 工業統計調査は、統計法に基づいて行うもので、公表される企業情報は基本的にその統計数値だけになっておりまして、我々としても、そういった部分も踏まえて、統計課に傾向をお伺いしています。

そういった中でいくと、確かに大きな事業所の分類がえはあったんですが、回答があった大多数の企業が、やっぱり増加になってきています。それで、食品については、産業振興計画の中で、アクションプランやいろんな取り組みをしていますので、それが貢献しているのではないかと考えております。

◎武石委員 最後ですけど、その工業統計調査の対象になるのは、従業員4人以上の事業所ですけど、4人未満の事業所の生産高といったポテンシャルの部分はどう見られていますか。つまり、そういった事業所が規模を拡大して従業員もふえてきたら、この統計調査の対象になると思うんですけど、その辺はいかがですかね。

◎松岡工業振興課長 何年か前に3人以下の事業所についても調査していますので、ちょっとだけ資料をめくらせてください。

◎弘田委員長 資料は出てきますか。

◎武石委員 数字じゃなくても。

◎松岡工業振興課長 私の記憶でいくと、現在、県内の製造業は約2,000社あって、今回の調査対象が1,043社あるので、3人以下の製造業は1,000社弱あります。こういったところがそれぞれ売り上げを伸ばして行って、雇用をふやしていただくことも一つ大きなことですし、工業振興課としても、やっぱり前向きに拡大していく部分が出てこないとな事業承継につながらないと思いますので、研究会や高知県産業振興センターがそれぞれ企業訪問をして、てこ入れしている部分がありますので、それをさらに進めていきたいと考えております。

また、先ほど1次産業関係の機械の話もありましたが、高知県は、やっぱり1次産業が強いので、それをもっと強くしていく機械開発を進めていく必要があると思います。

先ほど、少し部長も言いましたけど、今、高知県産業振興センターが農協などを回りながら、いろんなニーズをずっと集めているんですが、高知県工業会と農協の話し合いの場や、いろんな交流を進めていき、1次産業以外の分野とも交流を進めていくことで、高知県発の新たなものづくりをもう少し広めていくことで、強みのある製品をつくって、それを県外、さらに海外に売っていく流れをもう少し大きくしていきたいと考えています。

◎弘田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

◎米田委員 ちょっと一言だけ、T P Pの大筋合意が伝えられているところでありまして、私たちは、重要5品目また情報開示を含めて、国会決議が守られてないとしている立場なんですけど、いずれにしても、このT P P大筋合意によって、商工業分野において、県内事業所、県経済にどういった影響が及ぶと今の段階で想定されているのか。今後どういう作業をして、どういう対策をとっていかれるのか。今の段階の基本的な立場で構いませんので、ちょっとお聞きしておきたいです。

◎原田商工労働部長 我々も先日の発表以来、注視しておるんですが、まだ商工業分野について具体的な合意の内容がわかっていませんので、国からの分析待ちの状況です。

平成25年に、当時の政府の発表に基づいて試算はしておりますけども、その当時の状況からは、やっぱり変わってきているようですので、今後、国からの情報があれば、それを分析して、整理していきたいと思っております。

◎米田委員 はい、わかりました。ぜひ作業をお願いします。

◎弘田委員長 以上で、商工労働部を終わります。

暫時の間、休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時54分～13時00分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

御報告いたします。武石委員から、所用のため少しおくれる旨の連絡が入っております。

《農業振興部》

◎弘田委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎味元農業振興部長 それでは、農業振興部の提出議案と報告事項につきまして、総括説明させていただきます。

まず、当部にかかります議案ですが、平成27年度高知県一般会計補正予算の議案1件です。

それでは、補正予算議案につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料②の補正予算議案説明書をお願いします。37ページをお開きいただきたいと思います。

お手元にありますように、ここに農業振興部の補正予算総括表をお示ししております。

今回の補正予算は、計の欄にありますように6,220万円の増額補正をお願いするものです。四万十町に整備中の次世代施設園芸団地の追加工事に要する経費や不足する県の獣医師職員を確保するための経費などを計上させていただいております。補正予算の計上課は、農地・担い手対策課を初め、ここに記載しております4課です。

また、42ページになりますけれども、次世代型ハウスの整備を支援するための費用を、ハウス建設が年度をまたぐことから、債務負担行為として1億5,900万円余りを計上させていただいております。

それぞれの課ごとに概略を御説明させていただきます。

まず、農地・担い手対策課につきましては、青年就農給付金事業の国庫補助金の一部を国及び全国農業会議所に返納する必要性が生じたので、当該補助金を返納するための費用を計上したものです。

次に、産地・流通支援課につきましては、先ほど少し触れさせていただきましたが、四万十町に整備中の次世代施設園芸団地の揚水機場やパイプラインの整備、排水路の安全対策などの追加工事に要する費用を計上しております。また、次世代型ハウスの整備支援のための経費を債務負担行為として計上させていただいております。

次に、畜産振興課につきましては、不足する県の獣医師職員の確保対策として、国の事業を活用し、高校生等を対象とした新たな就学資金制度を活用するための費用を計上させていただいております。

それから最後に、農業基盤課につきましては、ことし5月に実施しました、ため池の防災点検におきまして、早急な対応が必要となりましたため池の対策工事や、台風11号の降雨により、斜面のクラックが確認されたことにより必要となりました地すべりの観測調査を委託するための経費を計上しております。

次に、報告事項について御説明します。報告事項は3件です。

一つ目が、「第2期産業振興計画（農業分野）の実行3年半の取り組みの総括とさらなる挑戦」についてです。第2期産業振興計画の4年目、目標年度となります本年度は、生産面の強化と流通販売の強化、そして、それを支える担い手の確保・育成の取り組みの大きく三つの取り組みを循環させることで、農業の新たな好循環を目指して取り組んでいるところです。

本年度は、目標年度でありますことから、これまでの実行3年半の取り組みや成果を検証・総括するとともに、新たに見えてまいりました課題の整理や対応策の検討など、次のステージの方向性についても、関係各団体の御意見なども伺いながら議論を行っているところです。産業成長戦略の農業分野におけるこれまでの取り組み状況や、さらなる挑戦として次のステージに向けた方向性につきまして、後ほど農業政策課長から御報告をさせて

いただきます。

2件目は、農業担い手育成センターの農業用タンクからの重油流出についてです。農業担い手育成センターが、この2月に整備した研修用実証ハウスの附帯設備である農業用の燃料タンクから重油の流出を確認した件についてです。経緯や原因、これまでの対応状況、そして今後の対応につきまして、後ほど環境農業推進課長から御報告させていただきます。

それから3件目は、四万十町に整備を進めております次世代施設園芸団地の進捗状況についてです。現在、栽培用ハウスや集出荷施設の基礎工事が終わりました、本体工事に取りかかったところです。本会議でも少し答弁させていただきましたが、近隣河川への濁水防止対策の実施や資材調達におくれが出ていることなどから、全体の工期が少し延びる見通しとなっておりますが、年度内には完了し、トマトの栽培につきましては、予定どおり来年8月からの開始となるように進めているところです。これにつきましても、後ほど産地・流通支援課長から御説明申し上げます。

それと、既に報道にもありますように、TPPの交渉が10月5日に大筋合意したようです。農業分野の大筋合意の主な内容につきまして、現在公表されている資料を整理しましたので、これにつきましても、後ほど農業政策課長から御説明させていただきたいと思っております。これにつきましては、事前にお話しておりませんでした、あわせて、追加させていただければと思っております。

最後に、お手元の資料に各種審議会の審議経過等について添付しております。この間、高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会は、開催しておらず、今後の開催予定などを記載しています。

私からは以上です。

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

今回は、諸事情により順番を入れかえて行いたいと思いますので、御了承願います。

〈農業基盤課〉

◎弘田委員長 まず、農業基盤課の説明を求めます。

◎松尾農業基盤課長 それでは、平成27年度補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料②、議案説明資料の45ページをお開き願います。5耕地防災事業費の説明欄をごらんください。

農業基盤課の補正予算は、1耕地自然災害防止事業費のうち、県営事業費について1,400万円の増額をお願いするものです。耕地自然災害防止事業費は、土地改良施設の災害を未然に防止するために必要な対策を緊急に実施するもので、今回補正をお願いするのは、県が対策を行うため池の工事1件と地すべりの調査の合わせて2件です。

まず、1件目は、ため池の保全工事です。ため池は万が一決壊すると農地だけでなく、

下流にある人家や公共施設などにも被害を及ぼすおそれがありますので、県では毎年、ため池の管理者や市町村にお願いして、ひび割れや漏水などのため池に変状がないかどうかを点検し、報告していただくようお願いしております。

ことしも5月に点検をお願いしたところ、室戸市にあるため池において、堤体ののり面やのり尻から漏水が見られるとの報告がありました。その報告を受けて、ため池管理者とともに出先の農業振興センターと室戸市で現地調査を行ったところ、この漏水の原因は、大雨のときなどにため池の水位の異常な上昇を防止するために設置している洪水吐と呼ばれます放流水路とその基礎の部分との境から漏水していることが判明しました。このまま放置すれば、ため池の安全性にも影響がありますので、この洪水吐と基礎の部分の境を止水するグラウト工事を行いまして、ため池の安全性を確保するもので、今回1,050万円の補正をお願いしております。

なお、現在は、この洪水吐の水路よりもため池の水位を下げていますので、漏水は発生していません。

次に、2件目は、地すべりの調査費です。当課が所管します地すべり指定地である高知市の三谷地区におきまして、ことしの7月の台風第11号の後に斜面の変状、いわゆるクラック、ひび割れが確認されました。出先の農業振興センターと高知市とで現地調査したところ、直ちに地すべりが発生する状況ではありませんが、斜面の下側には地区の生活道の役割を果たしている農道もありますので、対策の検討のため、今回、調査することが必要になりました。

このため、斜面上に2カ所の調査ボーリングを実施し、斜面内部の変状を把握するもので、今回350万円の補正をお願いしております。調査の結果、対策が必要と判断された場合は、速やかに対策工事を実施していきたいと考えております。

なお、この斜面には現在伸縮計を設置しておりまして、監視を行っています。

以上で、農業基盤課の説明を終わります。

◎弘田委員長　ここで、松尾課長が退席されます。

質疑を行います。課長のかわりに、課長補佐が担当します。

◎土居委員　こういう地すべり調査地は、全体でどのくらいあるんでしょうか。

◎豊永農業基盤課長補佐　現在、農業基盤課で地すべりの対策事業をやっている継続地区で5地区、それと、あとは一回完成といいますか、またいずれ動くことがありますので、地すべり対策は完成することはなく概成といいます。あと4地区で実施しています。

◎土居委員　この高知県の気候・風土、あと急峻な土地が多いことから、ぜひともそういった予防事業を進めていくべきだとの考えから質問していますが、この調査に至るまで、こういった選定プロセスを踏むんですかね。

◎豊永農業基盤課長補佐　毎年、防災点検を実施してまいりまして、その中で、新たな変状等

出てきたところをまず実施します。対策工事が終わった地区につきましては、その後、本
当に概成しているかの確認のために2年程度継続して調査しています。

◎土居委員 これは職員が目視するんですかね。それとも委託ですか。

◎豊永農業基盤課長補佐 委託業務でやっています。

◎弘田委員長 ほかにありませんでしょうか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈農地・担い手対策課〉

◎弘田委員長 次に、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎田中農地・担い手対策課長 それでは、農地・担い手対策課の平成27年度9月補正予算
議案について御説明します。

資料②の議案説明書の39ページをお願いします。左端の科目の2農地・担い手対策費の
右端の説明欄にあります国庫支出金精算返納金ですけれども、232万1,000円のうち212
万5,000円は、細目事業の新規就農総合対策事業費の中の青年就農給付金事業費に係る国
への精算返納金です。

青年就農給付金事業は、新規就農者の確保・定着を目的に給付金を給付するものでは
ありますが、平成24年度及び平成25年度に給付金を受給したもののうち1名が受給に必要な
要件を満たしていないことが判明したため、212万5,000円を自主返納していただくもの
です。残りの19万6,000円ですけれども、同じ細目事業の新規就農総合対策事業費の中の
青年就農給付金事業支援業務委託料に係る全国農業会議所への精算返納金です。委託先で
あります高知県農業公社が、平成26年度は消費税の免税事業者であったため、消費税分を
返納するものです。

これらを合計して、国庫支出金精算返納金として232万1,000円を計上するものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎浜田(豪)委員 この1名は要件をどう満たしていないのか。

◎田中農地・担い手対策課長 この方は、研修のときに給付金を受ける準備型を利用され
ました。その給付の要件として、研修後に就農することが必要になります。その方は自営
で就農することになっておりましたが、その独立自営にも判断基準がありまして、経営の
収支を御自分の名義の通帳と帳簿で管理することが必要ですが、そういった経理をやって
なかったことから返納していただくものです。

◎米田委員 それは、そういう制度を受ける最初に、きちっと説明して、本人も理解され
て、県としていけると思ってやったわけよね。どうしてそんな過誤が起こったんですかね。

◎田中農地・担い手対策課長 この方は、割と小さい規模で有機農業をやられていて、女

性なんです、旦那様の扶養にも入られて、経営の帳簿を自分でつくることまでできないと聞いております。

◎米田委員 そしたら、212万円については、本人が戻すわけよね。それで、結局、希望して新規就農したものの、その道はもうあきらめたんですか。それをカバーできる何か対策はあったんですか。

◎田中農地・担い手対策課長 この方は、条件に合わなかったわけですがけれども、旦那様の扶養に入れながら、小さな規模で農業をされていると聞いております。特に金銭的な支援は考えていません。

◎米田委員 小さな規模で農業をされているとの話ですが、そういう人も含めてこの制度はあるがじゃないですかね。そういう人はもともと対象にならなかったので、ちょっとその規模が小さいからといった理由を言われてもあんまりぴんと来ませんがね。

◎田中農地・担い手対策課長 この給付金の要件は、しっかりした農業経営を始める方に対して年間150万円をお支払いすることですので、独立自営でしっかりした経営をつくることができなかつたので、非常に残念ですが、返していただく必要が生まれました。

◎米田委員 制度を利用するには、農業経営を始めることが条件ですから、その意思を持って、制度適用になったと思うんですよね。途中の支援とかを含めて、もともと初期の目標がだめなのか、途中でそのように変わってしまったのかはよくわかりませんが、それやったら、やっぱり行政なり周りがもっと支援して、農業経営を始める意思をずっと維持し続けられるようにすることが大事やったんじゃないですか。今の話を聞いたら、この制度にもともと適用できない人だったみたいに聞こえるんですけど、そこら辺はどうですか。

◎田中農地・担い手対策課長 市町村と県の両方で指導してきて、私個人としても、単に帳簿をつければいだけで、そんなに難しくないんじゃないかと思ひ、そうお伝えしたんですけど、御本人がそこまではしないと判断されたので、やむなく返納に至りました。

◎橋本委員 しつこいようで申しわけないんですが、いまいちちょっとわからないことがあります。簡単に言うと、この事業の採択を受けるときに意思を確認したけれども、研修が終了して就農したら、いや、私はそういうことは全然やらないよ。返したら終わりやろという話ですよ。それでいいんですかね。

◎田中農地・担い手対策課長 これについては、先ほども申し上げましたように、帳簿をつければいだけなので、そんなに大変ではない気がしますが、そこを指導したわけですが、そこまで手が回らないとの回答で、こうなっています。

◎橋本委員 もう最後ですが、要は帳簿をつけなさいよと最初から言っていたけれど、それを守らず、最終的に確認した結果、私は帳簿をつけないので、こういう事業は要りませんよという話になったんだと思うんです。やっぱりモニタリングをしっかりしていかなければならないと思います。事業採択を受けても、途中である一定チェックできていないか

ら、こういう形になるのではないかと思ったんですが、その辺はどうなんですか。

◎田中農地・担い手対策課長 今回、同時に返納することになった公社への委託事業がありますが、その中で、研修中のフォローとといいますか、指導農家と年に何回か研修生のところに行き、話を聞いたり、アドバイスしておりますが、残念ながら、就農し始めた後、こういうことになってしまいました。いずれにしても、今後は、事業を受ける前の段階でしっかりと説明を行い、こういうことがないようにしていきたいと思っております。

◎弘田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎弘田委員長 次に、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎西本産地・流通支援課長 平成27年の一般会計補正予算案につきまして、御説明します。

資料②の補正予算議案書の41ページをお願いします。

4農業技術費の右の説明欄にある1次世代施設園芸団地整備事業費の4,412万9,000円について、御説明します。四万十町に整備を進めています次世代施設園芸団地の造成及び附帯工事に係る費用の増額をお願いするものです。

まず、造成工事に係る内容につきまして、御説明します。次世代施設園芸団地への給水は、井戸水をくみ上げてパイプラインにて行いますが、必要なパイプライン3本のうち、残り1本の整備に係る費用を今回お願いするものです。

お手元に議案に関する補足説明資料があると思いますが、産地・流通支援課のページをごらんください。

資料にハウス団地を赤い色で示しております。その下にあります赤い線がパイプライン、赤い丸の部分が揚水機場です。平成26年度当初には1本のパイプラインで給水する計画でしたが、周辺住民の方から一つの井戸から大量の地下水をくみ上げることで、近隣の井戸に影響が出るのではないかと心配の声がありましたので、昨年12月からことしの1月の渇水期に揚水調査を実施しましたところ、影響が確認されたことから、取水する井戸を3カ所に分けて広く薄く取水する計画へと変更し、ことし2月に周辺住民の方々に御説明し、了承を得たところです。

パイプライン2本の整備につきましては、平成26年度の当初事業費予算で対応できたものの残り1本が対応できず、来年の2月に予定をしている養液装置等の試運転までに工事を済ませる必要があることから、今回9月補正におきまして増額をお願いするものです。

続きまして、附帯工事の概要につきまして、お手元の補足説明資料をごらんいただきながら、御説明申し上げたいと思います。

まず1点目は、この図面の左上に示していますが、団地の北側の排水路に安全対策として歩廊、排水路上のデッキを設置するものです。

2点目は、右の下に示してあります団地南側の排水路と道路の間に、転落防止柵を設置するものです。排水路は深いところでは1.6メートルの深さがありますため、転落すれば大けがにつながるおそれがありますことから実施するものです。

そして3点目は、団地の右にある緑のエリアの部分です。スギ等が生えておりまして、その工事に支障を来すおそれがあるため、今回伐採処分をお願いするものです。

今回補正をお願いするそれぞれの理由です。

歩廊につきましては、病虫害対策、トマト茎えそ病を媒介する虫の対策のために黄色粘着ロールを設置する必要があります。害虫が動き出す4月までに整備する必要があるため、お願いするものです。

転落防止柵につきましては、本年6月に、周辺住民の方から早期対策の要望が上がってきたため、行うものです。また、伐採処分するスギ等につきましては、団地の東側、道路と川の間で自生しているスギ等の雑木が既に一部倒れかかっており、団地の工事に支障を来すおそれがあることから、今回9月の補正におきまして増額をお願いするものです。

続きまして、42ページをお願いします。債務負担行為の補正です。次世代施設園芸モデル事業費補助金は、施設園芸の技術革新を進めるため、オランダの先進技術を取り入れた次世代型ハウスを整備するものです。

昨年の9月補正で御承認いただき、現在平成26年度分3法人、平成27年度に2法人を採択して、次世代型ハウスの整備を進めているところです。本年度予定しておりました残る1法人の公募を行う前に、市町村を通じた要望調査を行いました結果、当初予算額を超える新たな候補が1件出てまいりました。こちらにつきましては、来年7月の定植開始を目指して、来年2月に建設工事を開始する予定であることから、今回の9月補正においてお願いするものです。

説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎川井副委員長 このスギ等の伐採処分の件ですが、これは何ヘクタールぐらいで、材積はどれぐらいあるんですか。

◎西本産地・流通支援課長 面積については、今、手元に正確な数字を持っておりませんが、事業費でいいますと、こちらの補足説明資料にある見積額で358万1,000円です。森林組合に出していただいた金額で、処分益は入っておりませんので、伐採処分に係る経費として計上しています。

◎川井副委員長 見積もりを依頼するのであれば、どれぐらいの面積や材積があるかを把握して、県でもある程度積算をしないと、見積額が妥当な金額かどうかかわからんのではな

いですか。

◎西本産地・流通支援課長 その見積額のチェックについては、林業振興・環境部に確認するなどの最終調整はできていないのが実情です。実績のある森林組合等からの見積もりであるので、今回、予算計上させていただいていますが、お話のとおり、こうした予算を計上する際に、今後は、それぞれの機関にチェックを一定お願いすることに努めてまいりたいと思います。

◎川井副委員長 この図面から見ると、このハウスの部分が1.4ヘクタールであれば、そんなに広い面積ではない。その割にこの見積額が350万円余りなのは、相当な額になっていますよね。それで、これを伐採して、どんな方法で処分するようにしていますか。建築用材として販売するのか、それとも産業廃棄物として処分を考えているのか。

◎西本産地・流通支援課長 産業廃棄物としての処分を考えているとのことですよ。

◎川井副委員長 産業廃棄物として処分すれば莫大な金がかかります。現在、御存じのとおり、宿毛市でもバイオマス発電をやっていますよね。その施設へそのまま持っていけば、バイオマス発電所も助かるし、県も処分費が回収できるから、この見積額がまだまだ下がる。単なる伐採と運搬で済むような見積もりは考えなかったんですかね。

◎西本産地・流通支援課長 私も現地を見ておりますが、素人ですけど、生えている木の中に使える木材があまりない印象を持っております。そういったことから、幅広い検討ができずに、今回予算計上しているの、農業分野でこのような木の伐採といった部分については、先ほどお話ししたように素人部分でありますので、なお、専門の者も交えて検討していく必要があるだろうと思います。

◎川井副委員長 木材の有効活用の面からも見ても、産業廃棄物として高額な処理費を出すよりは、宿毛市の発電所なりへ持ち込んだほうが良いと思います。建築用材として売れなくても、宿毛市の発電所では、枝葉も全て燃やしていいんですから、そうすることによって、この伐採処分費もある程度軽減されると思うんですけどね。それと、見積もりも恐らく森林組合1者しかとってないと思うんですが、それにも多少の問題はあるんじゃないですか。

◎西本産地・流通支援課長 御指摘のとおりだと思います。時期的な問題もあった中で、そういった手続が十分できてなかった部分については反省しているところですので、その辺は今後に生かしていきたいと思います。

◎味元農業振興部長 今回の予算につきましては、実績のある森林組合に見積もりしていただいたので、それを今回の予算の根拠とさせていただいたところです。

執行の仕方としては、先ほどお話し申し上げましたように、今回は、ここを伐採していただくことについて、その経費を計上させていただいております。

その処分については、現在は産業廃棄物として処理する前提でやっておりますけれども、

お話のように、それを有効に活用して県の収入にかえて、その伐採に係る委託料の一部に充てるといったことは、当然検討しなければならないと思います。

それを委託料の中で相殺する形で発注するのか。あるいはさっき言いましたように、伐採は伐採、それから収入は県のものとしてどう処理するのかといったやり方については、もう少し検討させていただきませうけれども、お話のようにできるだけコストを軽減するように、慎重に執行段階で対応させていただきたいと思います。

◎川井副委員長 ぜひともそのような方向でやっていただきたいと思います。やっぱり資源の有効活用の面で、恐らくこの伐採処分費がもっと安くできると思いますので、要請しておきます。

◎弘田委員長 ほかにありませんか。

それでは、副委員長の指摘の件ですけれども、また、執行の仕方を後で報告するよう、お願いします。

◎味元農業振興部長 はい、了解しました。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎弘田委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎長崎畜産振興課長 畜産振興課の一般会計補正予算案について、御説明させていただきます。資料②の議案説明書の43ページをお開きください。

そのページの歳出の右端の説明欄をお願いします。1家畜保健衛生事業費の獣医師養成確保修学資金貸与事業負担金175万円を新たにお願いするものです。

近年、地方自治体に勤務する獣医師職員の確保が難しくなっております。特に、本県のように大都市から遠く離れた自治体におきましては、新規採用者の確保が極めて困難な状況になってきています。この修学資金貸与事業は、平成26年度に農林水産省が新たに高校生等を対象に制度化しました獣医師養成確保修学資金貸与事業を活用し、本県の畜産振興に携わる県の獣医師職員の養成を図ろうとするものです。

この制度の事務手続の流れなどを含みます概要につきまして、簡単に御説明させていただきます。別とじの議案に関する補足説明資料の3枚目、畜産振興課のインデックスのページをお開きください。

獣医師養成確保修学資金貸与事業の概要です。

まず、この制度を導入するに当たりましては、獣医系大学において、通常の入学試験の定員枠とは別に、高知県の獣医師職員を志し、この修学資金貸与制度を活用して大学へ進学する学生のための定員枠を設定していただくことが必要となります。そのため、全国に五つある私立の獣医系大学のうち、この資料の真ん中の枠に記載していますように、神奈川県にある麻布大学と北海道にある酪農学園大学の二つの大学に御協力いただきまして、

それぞれの大学が1名ずつ、高知県のために地域枠を設定していただけることになりました。

左端の高知県の枠囲みと一番下の黄色い枠をごらんください。

まず、黒丸の1の矢印に示しましたように、県が、家畜保健衛生所などで勤務する獣医師職員として高知県への就業を目指す高校生等の募集を行います。なお、黄色の枠の中に高校生等と記述してありますのは、酪農学園大学が平成27年3月卒業の既卒者、つまり1年浪人した卒業生も対象としてくれておりますので、高校生等という表記にしております。

また、本県や大学などのそれぞれの機関の具体的な事務手続などにつきましては記載しましたとおりですので、説明は省略させていただきます。

黒丸数字の順に説明してまいります。

次に、黒丸の2のように、県の募集に応募してきた高校生等に対しまして、3に示しましたように、県が選考試験を行った上で各大学1名の高校生合格者を決定し、右斜め上にあります黒丸の4に示しましたように、合格者をそれぞれの大学に推薦します。次に、黒丸の5のように、推薦された2名はそれぞれの大学が実施する地域枠の特別入試を受験します。隣の黒丸の6の矢印に記述してありますように大学に合格しますと、7のように、この事業の実施主体である公益社団法人の中央畜産会の内部に設置されました家畜衛生対策推進協議会と高校生等が契約を結び、右隣の8家畜衛生対策推進協議会から修学資金が高校生等に貸与される仕組みとなっております。

なお、貸与される修学資金は、真ん中の上の段、修学資金の概要に記載しましたように、大学に入学する前の高校3年生のときに、入学手続の際に納付する必要がある入学時の納入金として、前期分の費用、上限が175万円となっておりますが、入学後の6年間は毎月12万円の修学資金が貸与されることになっております。例えば、入学するときの納入金を上限いっぱいの175万円とすると、6年間の貸与総額は最大で1,039万円となります。この経費につきましては、農林水産省と県が2分の1ずつ負担することとなっております。

また、大学を卒業した後は、貸与された6年間の1.5倍に当たる9年間、家畜保健衛生所などで高知県の獣医師職員として従事しますと、貸与した全額の返済が免除されることとなっております。

なお、大学卒業後2年以内に獣医師免許取得できないといったように、この免除要件を満たせない場合には、加算金も含めて返還していただくことになっております。

今回の補正予算案につきましては、左端の上に記載してありますように、入学前に支払う必要がある入学時納入金につきまして、平成27年度の予算措置が必要であることからお願いするものです。

また、麻布大学及び酪農学園大学にそれぞれ1名ずつ、合わせて2名の地域入学枠を設定していただく予定となっておりますため、1人当たりの入学時納入金の上限額である

175 万円の半額の県費負担分を 2 名分計上させていただいております。

説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部の議案を終わります。

続いて、農業振興部から 3 件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈農業政策課〉

◎弘田委員長 まず、「第 2 期産業振興計画（農業分野）の実行 3 年半の取り組みの総括とさらなる挑戦」について、農業政策課の説明を求めます。

◎杉村農業政策課長 「第 2 期産業振興計画（農業分野）の実行 3 年半の取り組みの総括とさらなる挑戦」について、御説明させていただきます。

なお、この内容につきましては、8 月 31 日に開催しました産業振興計画フォローアップ委員会の農業部会、それと 9 月 14 日にフォローアップ委員会の本体の会の中で、部会委員に御審議いただいた内容です。

お配りしております商工農林水産委員会資料、平成 27 年 9 月定例会報告事項の 1 ページ、表の左の上、表第 1 をごらんください。

農業分野の代表的な指標である農業産出額は、平成 17 年度以降、平成 20 年を除いて、1,000 億円を少し切る状況で推移しています。この内容でいきますと、それまで減少傾向であったものが、平成 22 年度からは増加傾向が見えてきております。園芸連のデータなどを参考にして、県で推計したものにはなりますけれども、平成 26 年は 590 億円、平成 27 年は 980 億円となる見込みです。

一方、折れ線グラフで示しております販売農家数ですが、一貫して減少傾向が続いております。高齢化等により農家戸数が減少する中で、産業振興計画に基づいて、生産性の向上や販路の開拓、新規就農者の確保などに取り組んできた結果、農業産出額については一定維持できていると考えています。

表に移りますが、新規就農者数の推移です。平成 22 年には 197 人であったものが、ここ 3 年は 260 人台で推移しています。平成 27 年は 269 人となっており、目標の 280 人にはまだ届いておりませんが、第 2 期産業振興計画の累計では 1,014 人となり、1,000 人を超える新規就農者の確保ができています。

次に、表 3、収量増に直結する炭酸ガス発生装置の普及状況です。特に野菜で導入が進んでいます。一方、下の表 4 のハウス面積の推移ですけれども、棒グラフにありますように、一定振興しているのでハウス整備は進んでおりますけれども、残念ながら、総面積は

減少している状況です。

次に、表5についてですが、主要10品目の出荷量等の推移です。赤の実線で示した販売面積の減少が続く中、栽培技術を向上させるための「学び教えあう場」などの取り組みにより、緑色の破線で示した平均反収が上昇しています。それと、赤の破線で示している出荷量を維持している状況です。

ただし、平成27年については、台風や長雨などの異常気象が続いていますので、少し異常値になっていますけれども、全体的には栽培面積が減る中で、平均反収を上げて収量を確保しています。

次に、2ページに移らせていただきます。

左側にこれまでの取り組みの成果をまとめています。

まず「産地」の強化ですが、「学び教えあう場」の数は、平成22年に123カ所であったものが、平成26年度末は207カ所まで広がっています。また、天敵等を活用したIPM技術の普及も進んでいます。さらに、「次世代型こうち新施設園芸システム」の確立と普及の取り組みについてですが、オランダから学んだ高品質・高収量を実現する環境制御等の先進技術を、本県の気候や生産条件に適合した技術として確立し、県内の実証圃において主要7品目で実証した結果、5%から37%の増収効果が確認されております。現在、この技術について、県内全域への普及を積極的に進めているところです。

また、そのほかに、先ほど産地・流通支援課から説明がありましたが、昨年度から四万十町での次世代施設園芸団地の整備や県内8カ所での次世代型ハウスの整備も進んでいます。

次に、「外商」の強化です。園芸連と連携して、県外のパートナー量販店での販売強化や卸売会社との連携による中規模流通の拡大、そしてこだわりのある生産者と実需者とのマッチングにも取り組んでまいりました。

また、担い手確保の対策では、昨年4月に四万十町に農業担い手育成センターを開設し、新規就農者の研修や農業者の技術力の向上、さらには先進技術の普及を図っていく体制を強化したところです。

真ん中に行きますけれども、こうした取り組みを行っていく中で、幾つか課題がはっきり見えてきたものがあります。それを整理させていただきました。

中ほどに記載しておりますが、例えば、本県の農業を支える家族経営体を持続可能な経営体にしていくためには、やはりさらなる生産性の向上を図って所得率を上げていくことが必要であること。それと次に、中山間地域の農業を支えるためには、やはり複合経営や法人化を進めるとともに、地域全体で農業を支える仕組みが必要であること。また、さらなる生産の拡大に当たっては、農地の確保が困難なケースが多いことから、農地の確保のために、新たな施策展開が必要であることがはっきりしてまいりました。

それを受けて、右側に移りますけども、さらなる挑戦として、大きく三つの対応方針をお示ししております。

一つ目は、家族経営体の強化による産地の底上げです。増収効果がありかつ即効性のある環境制御技術について普及をさらに加速化し、農家の収量アップと所得向上を目指すとともに、産地全体の生産性の底上げを図っていかないといけないと考えております。

二つ目は、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築です。複合経営型のこうち型集落営農組織の拡大とその法人化を進めるとともに、中山間農業複合経営拠点として、中山間に適した作物や施設園芸、畜産、さらには農畜産物の加工などを複合的に経営し、地域を支える仕組みの県内への拡大を進めていきたいと考えております。

三つ目は、拡大再生産に向けた仕組みの構築です。意欲のある農業者に対して、次世代型ハウスの普及を支援するとともに、必要に応じて県内外の企業にも力をおかりしながら、産地の力を強めていきたいと考えております。その際には、特に課題となる農地の確保について、農地中間管理機構の体制をさらに強化し、地域で埋もれている農地情報を収集して、農地を利用調整する仕組みを構築するなど、担い手の農地集積の加速化を図ってまいりたいと考えております。また、積極的に優良農地をつくり出すための施設園芸団地の整備にも取り組んでいきたいと考えております。

担い手の確保・育成ですが、産地が必要とする人材像や就農までの道筋を明確にした産地提案型の担い手確保対策を強化して、県内各地に広げてまいります。加えて、生産と雇用の増加のために法人経営体による営農も有効ですので、経営力のある企業的経営体の育成の観点から、法人化への誘導や経営管理、労務管理といった経営マネジメント力を強化するために人材育成にも取り組んでまいります。

あわせて、増産した農産物を売り切るために、ブランド化や流通・販売体制の強化も図ってまいります。

そして、右下に記載しておりますけれども、施設園芸団地を核として、食品加工や流通、その他関連企業と連携を強化して、より多くの雇用を生み出す地域に根差した農業クラスターの形成も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えています。

これらの実現に向けましては、JAも含めた農業団体としっかり連携して、課題を一つ一つ解決して、生産面の強化、流通・販売の強化、それと担い手確保・育成をうまく循環させて、産地の縮小傾向に歯どめをかけて、拡大再生産につなげていきたいと整理させていただいております。

次に、TPP交渉の大筋合意に係る農業分野の主な内容について、A4の資料を1枚お配りしております。

TPPにつきましては、先日、大筋合意されました。内容としては、新聞等で報道されているものですが、少し見やすいように表形式でまとめたもので説明させていた

だきます。

まず、表の右側は今回のT P Pの合意状況ですけれども、参考として真ん中に、ことし1月に発効した日豪E P Aの状況を記載しております。そして、左側は、日豪E P Aと並べているので、日豪E P A発効前と書いておりますけれども、オーストラリア以外の国の現在の関税状況として見ていただいたらよろしいかと思えます。

まず、牛肉ですけれども、冷凍・冷蔵の両方がありますが、現在、38.5%の関税がかかっております。今回のT P Pの合意内容でいきますと、1年目から27.5%、10年目には20%、16年目には9%となっています。それと輸入量が一定の量を超えると、関税率がもとに戻るセーフガードという制度がありまして、それも今までであれば38.5%に戻っていったんですが、3年目までは38.5%、4年目は30%、11年目から20%、15年目から18%になりまして、16年目からさらに毎年1%ずつ引き下げていき、さらにこの時点で4年間発効がなければ廃止する内容になっています。

次に豚肉についてですが、豚肉は安い価格帯と高い価格帯と二つに分かれていまして、境界線は524円ぐらいになります。まず、安い価格帯につきましては、最大で1キログラム当たり482円の関税がかかっています。それが1年目で125円、5年目で70円、10年目で50円となります。高い価格帯につきましては、4.3%の関税がかかっていますが、1年目で2.2%、10年目で撤廃となっています。

セーフガードにつきましては、安い価格帯では、4年目まではかけなくて5年目からは100円、10年目からは70円、12年目からは撤廃されます。高い価格帯につきましては、1年目は4%、4年目から3.4%、7年目で2.8%、10年目で2.2%、12年目で撤廃となっています。

次に米についてですが、現在のミニマムアクセス米とは別枠の無関税枠として、アメリカに主食用が5万トン、さらに13年目までには7万トンまで拡大していきます。オーストラリアにつきましては、アメリカの約12%ですけれども、主食用で6,000トン、13年目で8,400トンまで拡大します。それとミニマムアクセス米の内数ですけれども、これは主食用ではないんですが、中流酒の加工用に限定して、今回T P P枠で6万トンつくることになっています。ただ、この中流酒につきましては、ほとんどがアメリカ産となっています。

それと乳製品につきましては、最後までもめたようですけれども、アメリカ・カナダ・ニュージーランドの3カ国合計で、低関税輸入枠として生乳換算で6万トン、6年目で7万トンまで拡大する内容になっております。

当然これ以外にもたくさんありますけれども、主なものとしてまとめさせていただいたものです。

以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 TPPについては、仮に大筋合意しても協定書づくりの作業がありますし、国会の批准もしないといきませんから、私たちは決着とは見ていませんが、いずれにしても重大な問題だと受けとめています。こういう事態になったときに、高知県農業や地域経済への金額も含めた試算については、これからどんなふうに出されますか。

◎杉村農業政策課長 当然県内への影響については、金額も含めて試算しなければいけないんですけれども、試算の仕方も含めて、内閣府から示してくれることになっています。

今、御説明した内容のようにかなり複雑になっていますので、実際にどういう条件でどうはじいていいのか、少し県単位では難しいところもありますので、それをできるだけ早く国から示していただいて、早急に農産物分野以外も試算する必要があると思います。県の中でT P Pの対策プロジェクトチームがありますので、そこに諮った上で、また改めて委員会に御報告させていただきたいと考えております。

◎米田委員 基本的には、知事もずっと守るべきものは守ると言われていますし、国会決議が守れなければ、撤退も辞さないという対応で臨んだし、県議会も即時撤退を含めた決議をたびたび上げてきています。こういう大筋合意の時点に立って、私たちは、公約あるいは国会決議からいうと、遵守されてない、違反だと受けとめていますが、県としてはどう受けとめていますか。

◎味元農業振興部長 今、お話にありましたように知事の方針や国会の決議も含めて、日本の農業を守るためにきっちりした交渉をしてくれと申し上げてきたところです。そうしたものは十分踏まえて交渉するとの御回答もいただいておりますので、今回の大筋合意に至った考え方をまずは十分に御説明いただいて、それが受け入れられるものかどうかだと思います。あるいは国会において、どういうやりとりがあるのかもいろいろ見させていただく中で、私どもとしての考え方を整理していくことになろうかと思っております。

今の時点ではまだ、内容については、恐らくこういう形だろうとある程度は想定されますけれども、いろんな細かい事情や、そこに至るまでにどういった判断があったのかとか、国会の決議との関連はどうなのかについて、まずお伺いするところからスタートしなければならぬと思っております。

◎米田委員 国会決議が遵守されていない中で大筋合意という結論が見えた形になっているわけですから、十分に精査しながら、県内の農林水産業、産業振興計画を含めて、やっぱり十分な促進ができる対策を今後打っていかないといけないと思いますので、今の時点で決意も新たに、ぜひ対応していただきたいと強く要請しておきます。

◎黒岩委員 この第2期産業振興計画の実行3年半の取り組みの総括とさらなる挑戦についての分の資料の1枚目に新規就農者の推移が出ておりますが、近年、新規就農者がふえてきているわけですが、これは地域的にどんな市町村が多いですか。

◎田中農地・担い手対策課長 今、手元に正確な数字は持ち合わせておりませんが、

農業の内容としては、施設園芸それから野菜等の園芸が多く、その他のものは少ない状況です。農業振興センターが5地区にありますけれども、新規就農者は、それぞれの地域に大体満遍なくいる状況だと感じております。

◎黒岩委員 それで、ハウス園芸による就農者がほとんどとのことですが、この2枚目の見えてきた課題の中で、優良農地は多くの場合、地域内で対応が完結していて、新規就農者には回ってこない状況を解決する手だてが必要であるとの課題が見えてきたとのことですが、これはハウス園芸等とは、どういう因果関係があるんですか。

◎田中農地・担い手対策課長 関係ありまして、特に農地にハウスを建てる時には、その農地を持っていれば、問題ないんですが、土地を借りて、そこにハウスを建てることになりますと、土地の所有者の方に嫌がられるということがあります。1回ハウスが建ってしまいますと20年ほどは建ち続けることになりますので、途中で売れなくなるといった事情があるからと考えております。その辺については、例えば一番右に書いていますけれども、産地提案型の担い手確保として、産地として次代の担い手を育てていく同意を地域全体で持っていただいて、そのために農地を抛出していただく地域合意をとることも含めて、対応してまいりたいと考えております。

◎黒岩委員 その産地の提案型の部分と新規就農者のマッチングはうまく進んでいるんですか。

◎田中農地・担い手対策課長 ことし始めたばかりなので、この提案に応募される方がぼちぼち出てきている状況です。今後、情報発信から地域の受け入れ体制の整備までしっかり応援しながら、この仕組みがうまく動くように支援してまいりたいと考えています。

◎黒岩委員 それで、永続的にこの新規就農者に地域に根づいていただくためにも、生活基盤がしっかりしてこないといけないわけですが、経営体としての安定的な収入増に向けた取り組みはどうなんですか。

◎田中農地・担い手対策課長 まず、新規就農される方には就農計画を立てていただきまして、それを市町村が認定し、その認定をした新規就農者に対して、いろいろな支援をしていく制度がありますので、それをうまく使いながら支援してまいりたいと考えています。そのときには、いきなりプロの農業者と同じぐらいの所得を得ることはなかなか難しいと思います。その半分ぐらいから始めて、ほかの産業と同じぐらいの所得が得られるような計画をつくっていく形で支援してまいりたいと考えています。

◎武石委員 米田委員が触れましたが、我が党としても、TPPについては国に対して意思を表明してきた経過もありますが、まだ政府からの説明も十分になされていない。新聞報道などで閣僚がこう発言したといった断片的な情報しかないんで、一度政府見解がしっかり出そろった上で、また議論を進めていこうと思っています。だから、今の時点で県にどういう影響があるかは聞きませんが、固まった情報が入り次第、質疑をしていきたいと

思いますので、よろしく申し上げます。

これが妥結されるのかどうかは、まだ未確定ですけど、断片的な情報をつなぎ合わせると、工業製品は99.9%の自由化率になっているとの話も聞くし、我々は、五つの重点品目を守る交渉をしろ、国会決議に沿ってやれよと主張してきたんですけど、最終的に自由化率がどのぐらいで決着したのか、ちょっとわからないんですね。途中で95%を超えるだろうとも言われていたんですけど、まだ、その辺の全容が見えないんで評価のしようもない状況なんですけどね。

また、執行部にもいろいろな情報が入ると思うし、高知県に影響があると思われる部分なんかを委員会にも報告していただいて、我々も情報収集に努めますので、また、この委員会でも、この課題について対応したいと思います。

◎杉村農業政策課長 TPPにつきましては、非常に大きな問題ですので、今、武石委員からお話がありましたように、随時御報告させていただきます。

◎浜田（豪）委員 既存ハウスへの環境制御装置導入の件ですけど、私の知る限り、先進的にやっているグループの方と、冷ややかといいですか、まだ導入に慎重な方の気持ちの温度差がかなりあるような気がするんですが、県として、環境制御装置の導入を進めるに当たり、どのようにその間を埋めて、上手に普及させていこうと考えているか教えていただきたいんですが。

◎西本産地・流通支援課長 炭酸ガス発生機を中心とした環境制御技術の普及についてですが、浜田（豪）委員からもお話がありましたように、先駆的な方は、かなり積極的に各地区で取り組みを進められております。また、その成果も高く出ているのが実情です。一方で、新たな取り組みに尻込みされる保守的な体質も一部でありまして、様子見の方が多いこともまた実情です。

県下に207カ所「学び教えあう場」という勉強会のグループもありますので、そういったところで実際に効果を見ていただくことや生産者の話を直接に聞いていただくこと。また、作物の状況も確認していただくことを、地道ですがつなげていきたいと思っております。

多少収量増に悩んでいる方も、環境測定をすることによって、自分がどういった部分で技術的に制限をされているかが確認できると思いますので、そういう努力を今後も続けながら、一層の普及に努めてまいりたいと思っています。

◎浜田（豪）委員 あと、園芸の新規就農の方と規模を大きくしていくことに対して、手厚い支援があることは、すばらしいことだとは思いますが、例えば私は40代ですけど、同世代の30代40代ぐらいのハウスをやっている農家の方で、20歳ぐらいから親の後を継いで農家を始めて、20年ぐらいを迎えて、次の20年に向かって、例えば規模を大きくしたいとか近年の台風や竜巻による被害を軽減するために、今のAPハウスをもっと強い種類にしたいと考えても、やはり費用がかかるので、どうしようか悩まれている。そういっ

た、今、一番頑張りたい人が割と悩んでいる現状もあるので、そういう方も応援していただきたいと思います。

◎武石委員 農業担い手育成センターがこれからまたさらに充実して、若手の担い手を育てる中核施設になっていくと思います。それにも関連すると思うんですけど、土佐町でしたかね、有機のがっこうがありますよね、ここも機能を充実していったらどうかなと思うんです。

産業振興計画の中の位置づけとして、有機農業という言葉では表現しづらい面があるのかもわかりません。執行部もよく御存じの四万十町で有機農業を手がける桐島畑というブランドの桐島さんによると、有機のがっこうを卒業しても、すぐに自立できない現実があって、やっぱりその桐島さんのような地域で有機農業をやっている人の指導を受けて、そこでインキュベートされながら自立していつている現実もあるやに聞くんですね。

だから、学校は学校でしっかりと頑張ってもらったらいんですけど、学校を出て、すぐに自立することは、現実的に難しいところもあると思うんで、そこのインキュベートをどうするかが一つ重要になると最近思っています。そういうところも確立できれば、産業振興計画の中に高知県の有機農業分野を項目の一つとして入れて取り組んでいくことが、これからのニーズに合致しているんじゃないかと思うんです。

ここでは、まず、それを提案したいし、それからそのインキュベートをどうしていくのかについても、実績のある四万十町の桐島さんなどのノウハウも勉強させてもらいながら、産業振興計画の中に盛り込んでいける分野にしていけたらと思うんですけど、執行部の御所見をお聞きしたい。

◎小松環境農業推進課長 まず、有機のがっこうへの支援につきましては、土壌肥料の専門技術員等が中心になって講義等に再々出向くといった人的支援を行っております。また、県内各地に素晴らしい有機農業を展開している農業者もいらっしゃいます。

また、これまで有機農業に対する支援は十分でなかった面もあるんじゃないかと認識しております。現在、県内の有機農業者を訪問したり、あるいはアンケート調査を行って、どういったニーズがあるかを把握しております。その中で、県としてお手伝いできることが何かあれば、次年度の予算化に向けて検討してまいりたいと考えております。

◎味元農業振興部長 高知県の農業の戦略としては、今の大きな流れをさらに大きくしていく方向性と、それから今、委員から御指摘があったように、品質等にこだわりを持ってやっていく部分と、ある意味両にらみでやっていく必要があります。

お手元の資料は、どちらかというと大きく打ち出していく部分を強調した書き方になっておりますけれども、当然、有機農業も含めたこだわりの部分もあわせてやっていくことで、高知県の農業全体の底上げになると思っております。私どももそういった視点を持っておりますし、今後、具体の中身を詰めていく中では、そういうものもきっちり打ち出

していきたいと思っています。

それから、インキュベートの仕組みにつきましては、もしかしたらお考えとちょっと異なるかも知れませんが、高知県の場合には、農業担い手育成センターもありますが、それを補完するといえますか、それを現場につなげているために指導農業士という制度がありまして、いろんな思いを持った非常に優秀な方がたくさんいらっしゃいます。例えば、そういった仕組みの中に、今言われましたな形のものも組み込むことで、いろんなタイプの営農にも対応できる形になっていくと思います。

高知県の場合、ほかの県と比べてもかなりそういう部分で進んでいると思いますので、さらに強化していく視点も持って取り組んでいきます。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈環境農業推進課〉

◎弘田委員長 次に、農業担い手育成センター農業用タンクからの重油流出について、環境農業推進課の説明を求めます。

◎小松環境農業推進課長 農業担い手育成センター農業用タンクからの重油流出に関する経緯や対策などにつきまして、報告させていただきます。

報告事項と書かれた資料の環境農業推進課のインデックスのページをごらんください。

事故の概要ですが、重油の流出を確認したのは平成27年8月17日で、農業担い手育成センターが平成26年度に整備した研修実証ハウスの附属施設である農業用燃油タンクから流出したものです。

その経緯について、御説明させていただきます。このタンクにつきましては、設置以来これまで重油の補填及び使用歴はなく、流出を確認した8月17日に土壌を蒸気消毒することを目的として、8月13日に初めて重油約1,900リットルをタンクに補填しました。8月15日の土曜日、蒸気消毒機が搬入されましたので、業者立ち会いのもと、センターの職員が消毒機への通油を確認するために、燃料を消毒機に供給するための専用ホースをタンクの燃料取り出し口に接続し、給油バルブをあけて、蒸気消毒機の稼働を確認しました。8月17日の月曜日8時20分ごろに、その蒸気消毒機によりセンターの職員が土壌消毒を始めましたところ、約20分で消毒機が停止したため、タンクを確認したところ、空になっていることを確認したところでした。

この後、一部の重油がセンター内の排水路や河川に流出していることを確認したため、当センターが保管しておりました吸着マットを排水路に設置するなど、速やかに応急処置を行っております。応急処置後、直ちに消防署や警察、四万十町など関係機関に連絡し、流出状況や今後の対策等について検討し、その後も情報の共有に努めてまいりました。

重油の流出の原因ですが、このタンクの給油管は地中に埋設されておりますが、継ぎ手の部分が外れ、そこから重油が流出したことを確認しました。

2枚目をお開きいただきたいと思います。この状況が、写真の2、破損したパイプラインです。原因としては、タンクが完成した後に実施した周辺工事の際に、施工業者が誤って破損させたものと考えられ、現在、この施工業者によって重油を含む土壌の掘削や廃棄など、復旧に向けた対応を実施しているところです。

次に、これまでの対応ですが、流出確認後、早急に河川への流出を防止するため、2枚目の資料の写真3にありますが、排水路への出口付近を封鎖した上で吸着マットで排水路を覆うとともに、写真の4で示しましたように、河川にオイルフェンスを設置するなど、これ以上河川及び下流へ流れ込まない対策を実施してまいりました。

あわせて、農作物及び地下水への影響を調査しましたが、農作物については被害がないことを確認しております。また、農業用水につきましては、試験通水を実施して、用水への影響がないことを確認した上で通水を再開しております。さらに、地下水や四万十川本流につきましても、重油の混入がないか検査を実施しましたが、いずれの調査でも臭気がなく、重油の混入がないことを確認しております。

次に、汚染土壌の除去ですが、地中に埋設された給油管の破損により重油が流出し、周辺の土壌に重油がしみ込んでおりますことから、その重油を含む土壌につきましては、2枚目の写真5のように、広範囲に掘削し汚染土の除去を実施しております。写真6には掘削して集められた汚染土を載せておりますが、この汚染土につきましては、10月5日から産業廃棄物として処理を開始したところです。また、掘削した土につきましては、健全土壌による埋め戻しを行っており、現在、一部のわずかな箇所を除き、ほぼ完了しています。

なお、排水路から重油が流出した黒石川の河川に生えておりましたアシにつきましても、重油の付着の可能性があったため、2次汚染を防ぐために除去し、既に産業廃棄物として処分が完了しております。

この重油流出後には、四万十町を初め関係者との対策会議を立ち上げ、オイルフェンスや吸着マットの設置など、流出の防止対策や今後の取り組みなどについて協議を行ってまいりました。また、地元への説明会も8月18日に実施し、その後は必要に応じて、個別に各地区長などへ対応状況について報告を行っております。

今後の対応ですが、取り除いた汚染土壌の適正な処分、掘削部分の埋め戻しによる圃場の健全化を進めてまいりますとともに、周辺井戸などへの影響について再調査を行い、問題がないことを確認の上、収束に向けた協議を関係者と進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎弘田委員長 次に、次世代施設園芸団地の進捗状況について、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎西本産地・流通支援課長 次世代施設園芸団地の進捗状況につきまして、御報告させていただきます。お手元の報告事項の産地・流通支援課のページをお願いします。

まず2枚目、資料の6ページに整備状況の写真入りの資料がありますので、ごらんいただきたいと思います。

次世代施設園芸団地の9月25日に撮影した整備状況です。ハウスは4.3ヘクタール、3棟分の基礎工事が全て終わり、上の中ほどにある写真は、白い基礎部分が並んでいる様子が写っているところです。また、その右の写真は、ハウス骨材を所定の場所に配っているところで、これからクレーンを使って建設工事が始まるところです。下の2枚の写真は、集出荷施設とエネルギー供給施設で、建設工事が始まり、2棟の形が徐々にでき始めているところです。左の上にある写真は、トマトの葉などを堆肥化する残渣処理施設3棟で、完成に近づいているところです。

それでは、手前の5ページの次世代施設園芸団地の進捗状況にお戻りください。また、7ページに次世代施設園芸団地建設工事等工程表も添付してありますので、あわせてごらんください。

5ページ、まず1基盤整備等についてです。揚水機場・パイプラインの工事は8月26日、土地の確定測量及び登記は9月17日に完了しているところです。追加で必要となった揚水機場・パイプライン工事及び排水路安全対策、スギ等の伐採処分等につきましては、9月補正予算案として提案させていただきます。

次に、2集出荷施設、ハウス等の施設整備についてです。整備する団地のハウスは、三つの事業者を合わせて1,651トンのトマト生産を計画しています。今議会でもお答えしましたように、高い生産性を持つハウスで、本県の平均的な10アール当たりの収量である16トンに対して38.4トンと2.4倍の収量を見込んでおり、本格稼働する2年目からは、三つの事業者で約6億2,000万円の年間出荷額を計画しています。

整備工事につきましては、5月9日に起工式を行い、現在の状況は写真で御報告させていただいたとおりです。工事の進捗管理につきましては、工事業者、施工管理業者等が集まり、月2回のペースで実施してまいりました。しかし、近隣河川の濁水対策の実施や多雨による作業のおくれが見られたこともあります。また、天津爆発事故の影響で中国からのハウス資材の納品がおくれていることもありまして、工程表にも変更を点線で示してあるとおり、全体の工期が少し延びる見通しとなっております。それぞれ年度内には完了し、来年8月からのトマト栽培を開始する予定となっております。

次に、3種苗供給施設の整備です。事業主体の四万十あおぞらファーム株式会社は、本

年3月30日に設立された会社で、愛媛県の二つの種苗会社とこの団地で営農する三つの事業者で構成されており、苗の生産場所は団地と同じ県有地内です。

種苗供給施設の整備には、①事務所、育苗ハウス等の入札結果の表にありますように、二つの事業とも入札が済み、整備位置の確認等を進めておりましたが、②にありますように、周辺住民の方から育苗ハウスの整備に伴う雨水等の排水の増加対策を十分に行ってほしいと要望がありました。また、施設園芸団地への浸水対策としても重要な対応でありますので、関係機関と排水対策の検討を行ってまいりました。検討の結果、既設排水路の東又川への出口付近に新たな排水口を設置する案を周辺住民の方々に御説明し、了承が得られたところです。こうした対策の検討に時間を要したため、ハウス工事の着工が約1カ月おくれとなり、完了も当初の来年1月末から2月中旬となる見込みです。

次に、4雇用の確保についてです。雇用の見込みは、資料にありますとおり、次世代施設園芸団地では計75名、四万十あおぞらファーム株式会社では計15名を見込んでいます。団地の幹部従業員9名につきましては既に採用され、四万十みはら菜園で研修中であり、四万十あおぞらファームの5名は出資会社から派遣される予定です。四万十町広報9月号に、団地3社と四万十あおぞらファーム株式会社の事業概要を掲載したところ、雇用に関する問い合わせが7件ありました。

今後このような機会をふやし、雇用確保につなげるために事業PRチラシを作成し、地元やハローワーク須崎等へ配布してまいります。ハローワークへの求人につきましては、団地の3社は来年1月ごろから、四万十あおぞらファーム株式会社はこの11月ごろから予定をしており、またその後、説明会を考えています。また、四万十町内での雇用が基本ですが、状況によりましては、近隣市町への募集も検討したいと考えております。

最後に、5のおが粉製造施設の整備についてです。四万十町森林組合が事業主体となり、林野庁の委託事業と町単事業を活用して施設整備を行う計画です。こちらも全体に当初計画よりおくれれておりますが、造成工事は9月11日に地元業者が落札し、1月末に完成予定です。建屋につきましては、設計完成後の10月に入札を予定しており、1月下旬には完了し、2月からの試験供給を予定しているところです。燃料とするおが粉の単価や供給体制については、まだ協議を続けていますが、供給については、四万十町森林組合及び民間企業が行うことで一定量確保することができました。

資料に係る説明は以上ですが、このほかに団地が使用予定の井戸全ての揚水から、トマト栽培に不適な青枯病菌が検出されました。県としては、安心して使用できる水を供給することは最低限の役目ですので、継続的な揚水調査や県内の過去の事例、また、専門的立場である大学教授の助言などを参考にしっかりとした対策を講じ、事業者の皆様が安心して栽培に臨めるよう努めています。

報告は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 地元としても非常に楽しみにしていると受けとめています。近隣への説明は十分果たしていただくとして、工程に沿って営農できるようにしていただきたいと思いません。それと、雇用が生まれてありがたいことなんですけど、ただでさえ雇用が厳しい中で、これだけの雇用が一気に集中して必要になることのしわ寄せが、どこかに出るのか出ないのか、その辺も見通せないところがあると思います。そういう意味からすると外国人研修生の活用も視野に入れて検討すべきではないかと思うんですけどいかがでしょうか。

◎西本産地・流通支援課長 地元での雇用の確保に努める計画ですが、状況を見まして、不測の事態も想定して、今月、そういった外国人研修生の仲介をしている方と接触しながら、次の手として、そういったことも考えて計画しているところです。

◎土居委員 施設整備状況で、残渣処理施設が併設されているんですけども、この残渣は、この団地の中で一定処理されて、有効活用していく流れになるんですかね。

◎西本産地・流通支援課長 基本的にはそのように循環することを考えておりますが、養液栽培をベースにすることもありますので、育苗段階やいろいろな場面での活用も想定されますし、団地外との引き合いもあると思いますので、できる量とかいろんなものを見ながら、有効活用していきたいと思っています。

◎土居委員 地下水を3カ所でくみ上げて活用することに変更したとのことですけど、それは、この三つの事業体が、それぞれ別の地下水を使うことになるのでしょうか。

◎西本産地・流通支援課長 三つの井戸から取水しますが、それぞれを一つのタンクにまとめて、そこから三つのハウスに給水します。

◎土居委員 水質は、すごく大事になってくると思うんですけど、その水質検査は、常時やる体制にあるんですか。

◎西本産地・流通支援課長 既に科学的な成分についての調査は済んでおりますが、今回、青枯病菌も出たので、継続的な揚水調査は今後も続けていくことが必要だろうと考えております。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

ここで10分間休憩します。再開は3時からとします。

(休憩 14時40分～15時00分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

御報告いたします。武石委員から所用のため少しおくれる旨の申し出がっております。

《林業振興・環境部》

◎弘田委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎大野林業振興・環境部長 それでは、林業振興・環境部の提出議案及び報告事項について、御説明します。

まず、一般会計の補正予算議案について御説明します。

議案説明書の資料②の46ページをお開きください。林業振興・環境部補正予算総括表をごらんください。

総額で2億2,000万円余りの補正をお願いすることとしております。補正の内容としては、昨年の台風などにより発生した林道施設災害復旧事業において、平成27年度の国庫補助金の交付決定がありましたので、所要の額の増額をお願いするものです。

次に、報告事項が2件あります。1件目は第2期産業振興計画の林業分野における実行3年半の取り組み総括等について、御報告させていただきます。2件目は、伊方発電所の安全対策等に関する四国電力株式会社との勉強会について、報告させていただきます。

また、林業振興・環境部が所管する審議会の審議経過等につきましては、お手元の資料、別とじですが、一覧表をおつけしています。

以上、総括的に御説明しましたが、詳細はそれぞれの担当課長から御説明します。

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈治山林道課〉

◎弘田委員長 治山林道課の説明を求めます。

◎安岡治山林道課長 資料②の議案説明書の48ページをお願いします。

歳出予算で御説明します。補正は全て3行目にある林道災害復旧費で、歳入は全額国費、歳出は市町村の事業に対する補助です。昨年は8月の台風災害などにより、例年にない規模の林道災害が発生しました。現在、本年度への繰り越し工事が順次完了しております。

これらのうち12カ所が、規模が大きいなどの理由により、国庫補助を平成27年度に分割して交付することとなっております。これらにつきまして、本年6月に平成27年度分割補助分について、国の交付決定をいただきました。このため、市町村の年末の支出と事業執行に支障を来さないよう、今回の補正をお願いするものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎川井副委員長 災害復旧で、林道の部分はこのように補助事業があるんですけども、作業道につきましては、それぞれの組合なりがつくって、受益者が管理しているわけなんですよね。昨年のような大規模な集中豪雨の場合、その作業道が相当傷んで、これはもう

受益者だけでは、なかなか改修できない状況が県下に相当あると思うんですが、このような対策はどのように考えていますか。

◎**櫻井木材増産推進課長** 作業道の先線に造林事業の事業地がありましたら、造林事業で災害復旧しております。また、森の工場の県単の事業でも災害復旧に対応できる事業を設けておりますし、あと増産推進チームでは、皆伐地に向けた作業道の開設とあわせて、下方道の仮復旧にも今年度から対応できるようにしております。

◎**川井副委員長** どれぐらいの補助率ですか。

◎**櫻井木材増産推進課長** 造林事業は、査定にもよりますけれども68%まで、あと森の工場と増産推進の事業は2分の1になっております。

◎**川井副委員長** その森の工場とか団地化した部分は早急に直さないといけませんけれども、県下には受益者がつけている作業道が相当あるんですよね。非常時みたいなものですから、そういった部分も、何とか県が対策を考えていただきたいと要請しておきます。

◎**大野林業振興・環境部長** 基本的な考え方としては、個人財産の中につける作業用の道なので、言葉が悪いですが、昔は、作業のためにつけて後は野となれ山となれとの考え方で財政措置してきたものですが、それではせっかくなつくたインフラがもったいないとの議論が起こり始めて、恒久的に作業道として使うものとして、いろいろ理屈をつけて維持・補修に近いこともできるように改善しております。

また同時に、作業道の下に人家等の保全対象があれば、治山事業で行うこともできます。

いわゆるルールとして、これと決まった復旧の形をとることができませんので、幾つかの理由で予算を一生懸命つけている状況です。ですから、できるだけ該当の林業事務所へ具体的な相談をお持ちいただいて、一緒になって考えていくことで、できるだけ皆さんが困らないように努めていきたいと思っております。

◎**弘田委員長** 質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部の議案を終わります。

続いて、林業振興・環境部から2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈林業環境政策課〉

◎**弘田委員長** まず、「第2期産業振興計画（林業分野）の実行3年半の取り組みの総括とさらなる挑戦」について、林業環境政策課の説明を求めます。

◎**上岡林業環境政策課長** それでは、第2期産業振興計画の林業分野におけます実行3年半の取り組みの総括につきまして、御説明させていただきます。

お手元にお配りしております商工農林水産委員会資料、報告事項の赤色のインデックス、林業環境政策課がついた資料をお開きください。

この資料は、本年9月14日に開催されました産業振興計画フォローアップ委員会に提出

して御審議いただいたもので、本日はこの資料により説明させていただきます。

なお、フォローアップ委員会開催後の9月29日に、平成26年工業統計調査結果速報が公表されており、この中で平成26年の木材・木製品製造業出荷額等の速報値が出ておりますが、お手元の資料ではその数値を使用しておりませんので、あらかじめ御了承願います。

それでは、資料の上段にある分野を代表する4年後の目標の達成見込みをごらんください。林業分野では、先ほども触れましたが、木材・木製品製造業出荷額等を代表する指標として、これを平成22年の150億円から平成27年に190億円以上にすることを目指して、さまざまな取り組みを進めております。

出荷額等につきましては、当初見込みでは、表の1にありますように、平成22年の150億円から平成25年には170億円と増加傾向にあります。住宅着工戸数が低迷し、木材需要が減退するなどの理由により、平成27年は目標の190億円を下回る182億円を想定しておりましたが、先ほど申し上げました9月29日に発表された速報値では、平成26年の出荷額等が204億円となっており、目標を達成しております。

次に、グラフの下にあるこれまでの取り組みの成果をごらんください。

川上における取り組みでは、高知おおとよ製材株式会社の稼働や既存製材所の加工力強化により木材需要が高まる中、森の工場の整備や森林施業プランナーの育成などに取り組んだ結果、上の表2にあるように、原木生産量は、平成22年の40.4万立方メートルから平成26年には61万立方メートルへと飛躍的に増加しております。ことしの生産量につきましては、林業事業者からの聞き取り調査などから推計しますと、目標の72万立方メートルには届きませんが、現在のところ67.5万立方メートルを見込んでおり、引き続き生産性の向上などに努め、目標の達成を目指します。

一方で、これまで取り組みを進めてきた結果、見えてきた課題もあります。

右の見えてきた課題にあるように、一部の事業者においては、原木生産などの事業量の増加や給与などの雇用環境を改善する取り組みを進めるためには、経営の安定化が必要な状況となっております。このため、右の「さらなる挑戦」にありますように、経営コンサルタントによる経営改善など、林業事業者の体質強化に対する支援を強化していくことが必要だと考えております。

このほか、本年1月に推進協議会を設立し、支援を強化している小規模林業につきましては、施業地の確保が難しいとお話もお聞きしますので、その支援策について検討してまいります。

次に、加工体制の強化における取り組みの成果につきましては、平成25年8月の高知おおとよ製材株式会社の稼働や既存製材所の加工力の強化に取り組んできた結果、上の表3にありますように、減少傾向にあった製材品出荷量が平成25年から増加に転じております。

本年も前年と同程度の23.3万立方メートルで、目標の30万立方メートルには届かない

見込みとなっていることから、現在、整備を進めている大型ラミナ工場の稼働などにより、今後、目標量に近づけていきたいと考えております。

見えてきた課題としては、製材所の後継者問題など、事業承継に対する不安があります。

このため、事業承継・人材確保センターの活用や協業化なども検討していきたいと考えております。また、CLTに関しては、コスト高が大きな課題となっておりますので、パネル工場を誘致して量産化による価格低減を図ることで、普及・拡大を推進していきたいと考えております。

次に、木材需要の拡大における取り組みの成果ですが、県産材住宅に関しては、木造住宅に対する補助などの支援により、上段の表4にあるように、戸建て住宅の木造率が平成24年度からは全国平均を上回る状況となっております。

また、新たな木材需要として期待されるCLTにつきましては、平成25年にCLT建築推進協議会を設立し、翌年には日本初となるCLT建築物が大豊町で完成しています。本年は県内で五つのCLTモデル建築物の建設プロジェクトが進行中です。

木質バイオマスの利用拡大では、農業用を中心として木質バイオマスボイラーの導入を進めており、平成26年度末で254台となっております。これに加えて、本年には県内2カ所で木質バイオマス発電所が操業を開始しており、県内の木質バイオマス利用量は計画開始前から大幅な増加となっております。

見えてきた課題としては、国内の住宅着工戸数が低迷し、特に一戸建住宅の着工数が伸び悩んでおる中におきまして、新たな分野での木材利用による需要の拡大が必要と考えております。このため、右の「さらなる挑戦」にありますように、住宅に比べて木造率が低い店舗や更衣室などの低層非住宅建築物において、木造化を進めてまいりたいと考えております。

また、木質バイオマスにつきましては、農業分野以外での利用が進んでいないことから、今後の再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の状況も確認しながら、発電時に発生する熱を利用する熱電併給による小型バイオマス発電の推進などにも取り組んでいきたいと考えております。

それでは、次のページをお開きください。

流通・販売での取り組みの成果としては、県外の大消費地に流通拠点を設置することで、下段の表5にありますように、土佐材出荷量の拡大を図ってまいりました。また、首都圏などでの商談会の開催などを通じて、顧客獲得にも取り組んできた結果、表6にありますように、県外で土佐材を扱っていただいている設計士や工務店などのパートナー企業による土佐材を利用した建築件数も増加傾向となっております。

見えてきた課題としては、住宅着工戸数の低迷とあわせて、国産材製材品の生産量が増加し、国内の産地間競争が激しくなっているといえます。また、これまで県外への販売窓口

としてきた高知木材センターや土佐材流通促進協議会での取引が伸び悩んでおり、従来の製材品の販売だけでは取引量のさらなる拡大が困難になっている状況など、外商活動の体制強化や販売先の拡大が必要となっております。このため、外商活動体制の抜本的な強化を進めるとともに、海外への販売や新たな商品開発に取り組むことが必要と考えております。

続きまして、担い手確保対策についてです。これまで森林研修センターでの研修や緑の雇用事業による研修などにより人材育成に取り組んできた結果、下の表7のとおり、林業就業者は平成18年から平成24年までの間増加してきましたが、平成25年度は前年度から減少するなど、伸び悩みの状況となっております。

そのため、本年4月に林業学校を開校し、現在、新たに林業での就労を希望する15名の方が、基礎課程で必要な知識・技術の習得を行っていますが、来年度は募集定員を20名に増員して、より多くの人材を育成してまいります。また、「さらなる挑戦」として、林業学校に新たに専攻課程を開講して、本県の林業・木材産業界を牽引していくような、高度で専門的な人材を育成していきたいと考えております。

このほか、見えてきた課題として、これまでの成果を基礎として、林業を力強く発展させていくためには、さらなる関連産業の振興が必要だと考えております。川上では、原木増産に伴う皆伐後の植栽面積の増加が予想されている中、生産者の高齢化などにより苗木の生産体制が弱まっており、その強化が必要となっております。一方で、川下では、県内で製材されたラミナをCLTパネルに加工するための施設が必要であるなど、川上から川下までの関連する産業を戦略的に結びつける取り組みが必要と考えております。

資料の右下の図1は、林業・木材産業における関連産業を集積したイメージ図として掲載しております。CLTパネル工場を核とした絵となっておりますが、5万立方メートルのCLTパネルを製造するには、6.6万立方メートルのラミナの生産が、そして原木では13万立方メートルのB材の生産が必要となります。このB材の原木生産に伴い、山からはA材やC材、D材も生産されますので、A材は製材工場、C・D材は木質バイオマス発電などで利用することができることとなります。

このように、本県の森林資源を余すことなく活用し、林業・木材産業を力強く発展させ、雇用の創出につなげていくためには、こうした関連産業が有機的に結びつくような集積化の検討も今後必要になってくると考えております。

最後になりますが、本日、お手元にA4縦の1枚のカラー刷りで、表題に林産物と書いた資料をお配りしていますが、一昨日TPP閣僚会議で大筋合意に達したTPP農林水産物市場アクセス交渉の林産物における結果につきまして、御報告します。

林産物につきましては、既に丸太は1960年代に自由化されており、関税率はゼロとなっておりますが、合板及び製材にわずかに関税がかかっております。今回の交渉におきまし

て、合板及び製材につきましては、輸入額または近年の輸入額の伸びが大きいもの、具体的にはマレーシア、ニュージーランド、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材が挙げられますが、これらにつきましては、協定発効時から16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置がとられております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 産業振興計画で原木の生産量の数値目標も挙げて取り組まれていることは、非常にいいことだし、頑張っていたきたいと思うんですけど、先日、高知市仁井田の発電所に行った際に、やっぱり原木のまま県外へ出ていっている部分があるとの話をお聞きして、改めてやっぱりそういうことかと思いました。市場原理で動いているものを行政的なことや条例でとめるわけにもいけないし、悩ましいことだと思います。

このイメージ図のように進めばいいんですけど、一方で、原木のまま県外へ抜けていってしまってもったいないと、高知県森林組合連合会が五、六年前からいっています。

そのころからは随分さま変わりして、いい方向に向かいつつあるんですけど、まだまだそういったもったいない状況も残っていると思います。

このイメージはよくわかるんですけど、そういったところにこれからどう取り組んでいけばいいのかを、この委員会でも話をしています。それについての御所見をまずお聞きしたいと思います。

◎大野林業振興・環境部長 産業振興計画に取り組み始めて以降、県外への輸出量が極端にふえていることはないのですが、増加分については、加工力を高めたことにより、県内で利用されていると思います。高知県は木材生産県ですので、高く買っていただけたところには、一定、県内の素材生産業者は出さざるを得ない側面があります。それが極端にふえて、委員が御指摘されたように、丸太のまま付加価値もつけずにどんどん出ていくのであれば、ちょっと問題だと思います。今後も引き続き加工施設の充実を図ることによって、県内の総体的な原木価格を上げることに取り組んで、県内滞留率を高めていきたいと考えています。

◎武石委員 そうなると、ラミナの生産工場も整備強化しているし、その方向もいいですけど、その操業稼働率といいますか、フルパワーがなかなか出せないもどかしさもあると思うんですね。川下の販路拡大とともに進めていかないといかんし、そこが一つ課題かとも思います。私は9月上旬にINAP会議で韓国の木浦港に行って、そこで池川木材工業有限公司の大原社長と一緒に、韓国のサミックという企業の役員ともお会いして話したら、まだまだ韓国へ輸出していける可能性もあると感じました。

そういった川下とのマッチングにより、工場の稼働率をフル稼働に上げていくのが、本来の姿だと思うんですけど、そこをどう伸ばしていくかの御所見をお聞きしたい。

◎大野林業振興・環境部長 市場ニーズに応じて安定的に出していくためには、その後ろに安定的に山から出てくるのが、絶対条件として必要です。平成26年度の消費税増税前の駆け込み需要が起こったときに、国内産のスギもヒノキも非常に高騰しました。それでも市場が大きいので売れたんですけれども、その駆け込み需要が終わった途端に、今度は国産材価格は暴落しています。それに対して、北米やヨーロッパから来ている木材製品価格は、駆け込み需要のときに少し上がって、その後は円安で上がったまま安定して横ばいで、大量に使い続けられている現状があります。

やっぱり、日本全体で見ても山から出てくる木材の絶対量が、まだまだ少ない状況にあります。

我々は平成25年から平成26年にかけて原木生産量を10万立方メートルほどふやしました。しかし、全国で見ても40万立方メートルしかふえていないんです。高知県1県で全国の増産量の25%を稼いだことになります。こういうレベルでは、まだまだ安定して木材加工業が伸びる水準ではありません。きのうも少し答弁しましたが、ここが踏ん張りどころといいますか、ここであがかないとしょうがない状況にあって、まだしばらくは、苦勞しながら山から木を出し、販路拡大していく状況になると思っています。

◎川井副委員長 現在、CLTの建築物のプロジェクトが5カ所あると言われましたが、高知県森林組合連合会の事務所と市町村自治会館とあと三つはどこで計画されているのですか。

◎小原木材利用推進課長 高知県森林組合の事務所、県の農業担い手育成センターの研修施設、土佐清水市の窪津漁協の事務所、土佐町の病院関係の施設、市町村自治会館の五つです。

◎橋本委員 バイオマス発電とペレットについてお聞きしたいです。先ほどの話にも出ていましたが、我々は、土佐グリーンパワー株式会社土佐発電所の視察に行っていました。それでいろいろ話を聞いた中で気になったことがあります。県が補助金を出して中央と西部にバイオマス発電所ができましたが、バイオマス発電に使用する燃焼材と株式会社グリーンエネルギー研究所宿毛バイオマス発電所のペレット製造について非常に心配しています。燃油価格が下がったこともあり、ペレットを取り巻く環境そのものが一昔前とはさま変わりしているかもしれませんが、その辺の状況をどう分析して、どういった方向性に進むのかお聞きします。

◎大野林業振興・環境部長 まず、木質バイオマスの振興については、化石燃料に県の富を吐き出していくことから考えると、地産地消の最たるものだと考えています。本会議でも答弁しましたが、そのことによって雇用も生まれ、一石三鳥の効果があるので、それはしっかり取り組んでいかななくてはいけないと思っています。

ただ、ペレット製造には、製材工場などから出る基本的には廃材となるものを原料とし

てつくるペレットと、丸太を潰してつくる２種類があります。ペレットをつくるために丸太を潰すことのほうが当然コストがかかるわけで、現状でも、工場の廃材を使っているペレットと丸太から潰すペレットでは、出荷額が大きく違うわけです。

それであっても、原油が一定高どまりしている間は、何とか丸太を潰してつくるペレットについても成り立っていたんですけれども、今後、この原油安がいつまで続くかはわかりませんが、一定もとに戻ってこない、なかなか丸太を潰していくペレットは厳しいものがあると思います。

本会議でも答弁したように、山でもコスト管理し、それからペレットをつくる業者も同じように生産効率を上げていただく。それから山から工場、そして使用される消費者への配送部分でもコストカットしていくことで、どうにかとんとか少し赤字である現状を、安定して黒字化できるように、みんなで協力して努めていく必要があると思っていますので、業者の皆さんとお話しながら、改善手法をとっていきたいと思っています。

◎橋本委員 もう一つお聞きしておきたいんですが、土佐グリーンパワー株式会社土佐発電所に行ったときに、高知県森林組合連合会の方向性として、認定材だと思いましたが、燃焼材を全て土佐グリーンパワー株式会社土佐発電所に持ってきてはまず足りないとの話でした。そうすると、宿毛市にある株式会社グリーンエネルギー研究所宿毛バイオマス発電所はどうするのという話になりますよね。当然、一般材を使うしかなくなりますけれども、その方向性についてどう考えているのかお聞きします。

◎大野林業振興・環境部長 補助に至る前に、設備計画や生産計画は当然見せていただきました。その際に、株式会社グリーンエネルギー研究所宿毛バイオマス発電所は基本的に一般材でやるとのお話でした。それで、地元の森林組合に協力していただいて供給協定を結んでいければ、その部分はいわゆる間伐材を入れる計画でした。若干、当初のボタンのかけ違いがあって、現状はそうになっておりませんが、県としても仲介の労を惜しむわけありませんので、徐々に森林組合からもより近いところに納めていただくことで、割合を改善していきたいと考えています。

ただし、問題は絶対量がまだ足りないことなので、さらなる原木増産に力を入れていくことが大前提として必要になっていると思っています。

◎橋本委員 二つのバイオマス発電所を動かすとするとざっと 20 万立方メートルぐらいが必要になると思います。ただ、特に株式会社グリーンエネルギー研究所宿毛バイオマス発電所は、一般材を使うと F I T 制度による買い取り価格は 24 円なので、経営は大丈夫なのかと心配しています。その辺はどう考えているのかお聞きします。

◎大野林業振興・環境部長 それぞれの企業の経営の中身ですので、あまり詳細は答えできませんけれども、協働の森フォーラムで、那須社長から、当初は 6 割の予定でしたが、現在は 9 割ほど材料が入って 8 割稼働しているので、今のところはエネルギーベースで見

ても問題ないだろうと発言されておりました。

土佐グリーンパワー株式会社土佐発電所につきましては、ちょっと夏場に間伐材が足りなかったもので、上半期を締めると少し赤字であるとのことですが、ともに銀行にお金が返せないレベルの問題ではないとのこと、さほど心配はしていません。

◎橋本委員 株式会社グリーンエネルギー研究所宿毛バイオマス発電所ですが、ペレットを製造して、販売した収益、それからバイオマス発電でのFIT制度による収益で、ある一定の収支がきちっと出てくると理解しています。しかしながら、計画と比べて、現在どれだけ稼働しているのかわかりませんが、もしペレットが非常に厳しい環境にあるのであれば、その辺も含めて、しっかり対応していただけるようお願いしたいと思います。

◎大野林業振興・環境部長 実は、内部留保の持ち方が土佐グリーンパワー株式会社土佐発電所と株式会社グリーンエネルギー研究所宿毛バイオマス発電所とで大きく違っていて、土佐グリーンパワー株式会社土佐発電所は20年間しっかりと山にお返しして、そこでたんやめるとの考え方で、現在もかなり高い値段で丸太を買っていただいています。一方、株式会社グリーンエネルギー研究所宿毛バイオマス発電所につきましては、20年間回した上で、自力でもう一度工場をつくる考え方に立っていますので、内部留保をかなり大きく組んでいます。したがって、委員御指摘のとおり、現状は確かに収入が十分ではないんですけども、返済計画上は、十分なゆとりを持ってあることになっています。

◎米田委員 TPPについて、国会決議では情報提供を十分に行うこととされているが、全く不十分で、結論だけが突きつけられていて、非常に納得しがたく許しがたい状況で、先に結果をつくり出そうとしていると思います。いずれにしても、現状は大筋合意であり、まだ最終的な協定書づくりの作業や国会の批准が残っていますから、今後、そういう中でTPPの全面明け渡しは容認できないと思っています。丸太の関税がゼロになって、特に木材の場合は、米などと違って自給率が20%に落ちましたよね。材価が下がって、山が廃れていく最大の原因の一つだと思います。今回、報告されたように合板・製材にしても関税の大幅な引き下げとのことですが、こういうことがまた起こったときに、木材自給率をどう考えておられるのか。

それと、先ほど説明された産業振興計画にも、大きな影響を与える可能性があると思います。十分な情報はありませんが、そこはどのように受けとめておられるのか。

◎大野林業振興・環境部長 TPPに関しては、庁内の横断組織でまとめて、その影響度については、いずれ正しく御報告することになると思います。合板に関しては、現在、県内に合板工場がないので、日本全体という意味ではなく、本県にとってはまず影響はないだろうと思います。SPFについても、須崎市にニュージーランド産のラジアタパインという材を引いている工場がありますけれども、既にチリからの丸太には関税がかかってない状態が入ってきていますので、利益はないのではないかと思います。本県だけで見ると

そういうことになると思います。

ただ、その製品として国内市場にいろいろ流れてくることによって、県内にどういう影響が出てくるのかについては、今後、国等からきちっとしたデータを出していただく中で判断してまいりたいと思っています。

◎米田委員 合意の中身そのものは十分わかりませんし、最終決定もどうなるかわかりませんが、山を興すために、産業振興計画が十分やれるような立場で慎重に対応していただきたいと要請しておきます。

◎大野林業振興・環境部長 一つ言い忘れましたが、今、木材産業が直面している難しさは、関税の率よりも為替リスクのほうが大きいです。為替の変動幅のほうが関税率より大きいので、実はその木材製品の関税が少々動こうが、為替が大きく動いたときのほうが商売はややこしい関係にあることを御認識ください。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈新エネルギー推進課〉

◎弘田委員長 次に、伊方発電所の安全対策に関する四国電力株式会社との勉強会について、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎山下新エネルギー推進課長 それでは、資料の赤いインデックスの新エネルギー推進課のページをお開きください。

9月18日の報告に対していただいた御意見などを踏まえて、追記等の変更をしておりますので、その部分について御説明させていただきます。

1番目の四角ですが、9月18日時点からの変更点は5点あります。それと下に二つ目の黒い四角がありますが、数字に誤りがありましたので、訂正が1点あります。合計6点の変更等をさせていただきたいと思っておりますが、ページ順に沿って、本資料で御説明させていただきます。

まずは1ページをお開きください。問⑩として、新たに問いを起こしております。この内容につきましては、前回の委員会で御説明した福島第一原発事故を踏まえた安全対策の強化の考え方を、新たに問いとして起こしたものです。説明については、前回御説明しましたので省略させていただきたいと思います。

次に、25ページをごらんください。こちらの表に訂正があります。表の中の③別府湾の鶴見岳の山体崩壊に伴う津波の津波高ですが、現在+2.24mと表記しております。これが正しい数値で、前回は+2.56mと誤った表記をしておりましたので、この訂正について報告させていただきます。

次に、28ページです。これも25ページと同様で、③の別府湾の鶴見岳の山体崩壊に伴う津波高ですが、今書いてある+2.24mが正しい数字ですので、これで御認識ください。

次の変更点です。99ページをお開きください。下のほうに下線を引いているところがあ

ります。表現追加しております。伊方町内の社員寮を追加しておりますが、詳しい説明は102 ページでさせていただきますので、ごらんください。

問⑩-1 の記述です。これは発電所の災害対策活動に従事する要員の説明です。内容を見ていただきますと、平日昼間は97名が対応するようになっており、夜間・休日におきましても初動対応要員が32名常駐しております。初動対応はこの人数ですが、夜間・休日ですので、災害発生直後に、近くの伊方町内の社員寮や社宅等から要員が参集し、4時間以内に最終的には80名規模が参集して、災害対策本部体制が立ち上がることになっています。

ちなみに4時間の内訳についてですが、最初の1.5時間が伊方町内での集合・点呼等にかかる時間で、それから移動時間の2.5時間の合計4時間となっております。

あと、伊方町内の社員寮・社宅等には、約150名の技術系職員が居住しており、80名の参集に対しては十分な人数を確保していることを確認しております。

次の103ページをごらんください。伊方発電所までの道のりの話です。通常時については、米印の部分で下線を引いております。主要経路である国道197号線を使って行くことになっておりますが、これが地震等による影響で利用できない場合も想定して、伊方町内の社員寮・社宅等から徒歩によって、瀬戸内海側を迂回するコースや山間部を縦走するコースなど、複数のルートを確認しており、これで2.5時間で移動できることを訓練等で確認しているとのことでした。

次に、107ページをお開きください。ページの中ほどに避難計画の策定について下線を引いています。前回の報告では、今後、市町村と連携して取り組んでいくと記述していましたが、もう少し詳しい記述に直しています。避難計画については、現在伊方発電所から半径50キロメートルに一部の地域が入る梶原町及び四万十市とともに検討しています。それから順次、影響が想定される市町村の避難計画にも取り組んでいきます。また、市町村を越えての一時移転や避難を想定して、広域の避難計画の策定も検討していきますという表記に直しています。

それと最後になりますが、128ページをお開きください。新たな問いを起こしております。さらなる節電を行えば、原子力発電所の再稼働は必要ないのではないですかという問いを起こしています。これは四国電力の節電の影響等の数値的データをいただきました。四国電力では、節電による影響が、どの程度であったかを分析されています。近年の夏季の最大需要時における節電効果は、東日本大震災前の平成22年と比較しますと、下の表にありますように、平成24年から平成27年では、40万キロワット程度の節電効果があると見込まれております。大体40万キロワットで推移していることから、節電意識も定着してきているのではないかとお聞きしております。

それと、下のほうをごらんいただきたいんですが、こうした40万キロワット程度の節電が定着しておりますが、現在、老朽化した火力発電所の運転も行い、何とか供給力を確保

している状況ですので、こうした供給力の不安を節電だけで解消しようとする、お客様に過度な負担が生じ、社会活動や経済活動に支障を及ぼす可能性があることから、節電だけでなく原子力の再稼働等も組み合わせて対応していく必要があると考えているとの四電の考え方を確認させていただきました。

説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 ピーク時ですけれども、四国電力自身の供給能力からいけば50%ぐらいしか稼働してないですね。四国には、電源開発の橘湾火力発電所の210万キロワットとか、住友共同電力の約60万キロワットがありますよね。そういう電力会社からの電力の融通は、どんなふうに作用しているんですかね。

◎山下新エネルギー推進課長 最大需要電力のお話のときかと思うんですが、そのときには融通も計算に入れた形で、最大需要電力を見込んでおります。それが夏場ですと大体500万キロワットぐらいになるんですが、その中で、既に40万キロワットの節電効果があるということで、さらに節電することはなかなか難しい状況ではないかとの説明を受けております。

◎米田委員 このピーク時に四国外の電力会社からあるいは四国にある電源開発や住友共同電力からの電力の融通は、実際、どんなふうになっているか。融通の余地があるのかどうかを確認したいんですけど。

◎大野林業振興・環境部長 基本的には、年がら年中全く足りないリスクがある状態ではなくて、ごく限られた期間です。例えば夏のように暑いときは、太陽光が十分な供給力を持っていますので、委員御指摘のとおり、真夏のピーク時は案外心配がない。逆に、冬の夕方の急に温度が下がってくるときは、他電力の融通電力を足し合わしても、ピーク時に40万キロワット当たりがトラブルを起こすと、大変な状況になることを、前回の委員会で資料をお示ししています。現実にもそういうことが3日違えば起こり得る状態にありました。ほんの短い期間ではあるけれども、そういうことが起こり得る予測は十分に立つということが、四国電力の説明です。

◎米田委員 説明は何回も聞いていますけど、具体的な事実として四国内外からの電力の融通は何万キロワットあるといった数字はあるんですかね。

◎山下新エネルギー推進課長 具体的な数字まで確認しているわけじゃないですが、当然その融通をいただくことも想定した上での最大需要を見込んでおいて、なおかつそれに対してどういう供給を見込んで、電力の供給を考えているのかを確認しておりますので、当然、他社からの融通については確認していることと思います。

◎米田委員 それで新たな疑問として、電源開発が210万キロワットの発電能力を持っていて、ピーク時に四国外からの分も含めて、電力の融通がどうだったのか、ということ

を含めてトータルで余地がないのかどうかについて、私たちはまだ納得できませんので、そういう実際の数字的な資料を提出していただきたい。

◎山下新エネルギー推進課長 それでは、四国電力にその点も含めて確認させていただきます。

◎米田委員 それで、数字を掲げての節電の呼びかけは最近やってないわけで、だから今大体40万キロワットが節電の限界みたいにいわれるわけですよ。しかし、私たちの思いとしては、一瞬の危険性を伴う原発を再稼働するのか、もっとみんなが頑張っ節電していくのかの二者択一を問われたときに、皆さんがどんな判断するのか。私は、やっぱり今までやってない余力も含めて、呼びかけて節電するべきだと思います。今は気象予報も発達して、大体何日には最高温度が何度だとか出ゆうじゃないですか。だから、私は今の発達した技術の中でなら、さらなる節電も十分でき得ると思います。そこら辺について、私はまだ納得できませんから、そういう選択は不可能なのか、もっと電力会社に迫るべきではないかと思っています。

◎大野林業振興・環境部長 知事も答弁したように、節電の努力は、原発が将来必要となくなる時代に向けて、一つの方策として当然続けていかなきゃいけないし、現状で満足することではなく、余分なものは使わないことにこしたことはありません。ただ、一方で、現在の電気料金は伊方発電所3号機を動かすことを前提に組んでいますので、例えば本県の中でも電気炉を使う有力な企業もあります。これが再度値上げとなれば、産業振興そのものにも影響が出る側面も持っているわけです。そのあたりをよく勘案して、我々は考えなきゃいかんのではないかと思っています。

◎米田委員 今、電力料金の話をしているんじゃないで、ピーク時に回避できる知恵や技術力がないかの話をしているんで、それはやっぱり電力会社からいろいろ説明を受けても、四国四県の県民の6割は再稼働反対と言っているわけですから、そこら辺をもう少し迫ってもらいたいと要請しておきます。

やはり安全性の問題について、皆さん納得されていません。例えば、大分政経懇話会が9月例会で神戸大学の地震学の先生である石橋克彦さんと呼んで学習会をやったとの記事が、きのうの大分合同新聞に出ていました。そこで、伊方原発にも触れて、崖っ縁の安全対策との意見です。敷地の一部が斜面を削ってつくられて、斜面崩壊の心配もあり、液状化や地盤沈降の危険もあるとのこと。今までいろんな見解が出てきているけど、そういう地震学専門の学者もまだいると見なければいけないわけで、県としても県民の立場から考えて、学者の意見も聞いて、電力会社の説明やこの資料だけでいいのか。再稼働やむなしとの判断をする場合もあるとのことですので、そういうことをする局面なのか。それをやっぱり県政として考えてもらいたいと思うんですけどね。

◎山下新エネルギー推進課長 もちろん国の規制委員会では専門家による審査もされて、

愛媛県でも大学の先生に入っていたいただいた専門部会を設けて、身を入れてやられています。

本県につきましても、必要に応じて専門家の意見をお聞きしています。例えば、愛媛県の原子力安全専門部会で実際に審査され、一番内容に詳しい愛媛大学の森伸一郎准教授の御意見をお伺いしたときには、現在の専門部会の報告書にあるとおり、自分も含めた専門家が厳しく審査して現在の安全部会に基づく確認を行っており、妥当なものだと判断しているとお言葉をいただいております。

一番詳しいのは、やはり実際に審査された専門家ですので、こういう方の意見も伺っております。

◎**米田委員** それはまたいろいろ立場の違いがあるから。やっぱり新しい安全神話をつくらなければいけません。だから、福島教訓をどう酌むかが非常に大事なんですよね。それまでも絶対安全だというてきたにもかかわらず、ああいう事故が起こったわけです。だから、今の学者の中にはそうやっていわれる方もおるし、そうではない対置の人もおるわけで、だからそこは、行政の力を目いっぱい出して、十分に吟味しないとイケないと思いますので、要望しておきたいと思います。

それと、過酷事故が起きたときに、避難のためにバスの運転手等を動員せんとはいかんじゃないですか。1ミリシーベルトを超える線量下では、現場作業員しか仕事できませんけど、そういった緊急避難時における業務命令は、どこが責任を持って出せるのか。それは危機管理部になるかな。

◎**中岡危機管理・防災課長** 本会議でも答弁させていただきましたけれども、現在、愛媛県の避難計画とか、それから大分県は30キロから超えておりますけれども、愛媛県の避難者を受け入れることから避難の実施要領等を作成しております。そういったものをもとに、まずは梶原町や四万十市と避難計画を検討していきますので、その中で、先ほど委員が言われたことも含めて検討したいと考えています。

◎**橋本委員** この伊方原発の再稼働に対する稼働要件です。新聞等で確認すると、伊方町は全会一致の形で議会が承認し、愛媛県議会の特別委員会も機関決定した中で、何を満たせば再稼働が可能なのか。再稼働について、高知県に影響力があるのかを聞きたいんです。例えば愛媛県知事と伊方町が再稼働について承認し、四国電力が再稼働したいとすれば、国が了解して再稼働されるのか。もう1回確認してみたい。

◎**山下新エネルギー推進課長** 原発の再稼働に当たっては、何か同意を求めなければいけないとの法的根拠はありません。ただ、実質的には、愛媛県と伊方町と四国電力の協定によって、その二つの自治体から同意を求めることとなっていますので、再稼働の条件が何かと言われたら、愛媛県と伊方町の同意になります。

◎**橋本委員** 何か妙に悲しい議論になっていますが、結局は愛媛県と伊方町さえ同意すれば、四国電力が伊方発電所3号機を再稼働できる条件は整うとの認識でいいんですかね。

◎山下新エネルギー推進課長 実質的な権限としてはそうなりますが、もちろん本県においても県民の中で不安に思う方はたくさんいらっしゃいますので、本県としては勉強会の形で安全対策や再稼働の必要性について確認させていただきたいということです。

◎川井副委員長 9月18日の閉会中の委員会や本日の委員会において、四国電力との勉強会を通じて得られた情報について御説明いただきました。発災時における職員の参集について、あるいは県民への情報提供、また安全性の確保等につきましては、一定の理解はできたと思います。しかしながら、県民の不安が全て払拭されたとは言いがたい部分がありますので、引き続き、四国電力としっかり向き合って、その対策に取り組んでいただきたいと、このように思いますが、どのような御見解か。

◎大野林業振興・環境部長 さきの閉会中の委員会でも申し上げましたが、6月に開かれた四国電力の株式会社に私も出席して、三つの点について発言させていただきました。1点目は、やむを得ず再稼働する際は、しっかりと安全性を確保することと、新たな知見によりリスクが生じた場合には絶えず安全を追求していくこと。それから、2点目は、原発を再稼働する必要性についてしっかりわかりやすく説明すること。それから3点目は、四国電力として将来の脱原発に向けたロードマップをきちっと示すこと。

先ほど、副委員長からお話がありましたように、1点目、2点目については勉強会等を通じて、四国電力から説明がなされ、それには一定の合理性があるだろうと認識しておりますが、3点目の脱原発に向けてのロードマップについては十分なお答えをいただいたとは思っておりませんので、その点については、引き続き四国電力に対して追求してまいりたいと考えております。

◎川井副委員長 高知県内でも梶原町と四万十市が50キロ圏内に入っています。そのほかの地域についても、風の向きによっては広がるかもわからないですから、今後も住民の不安を払拭できる説明を続けていただきたいと思います。

◎浜田委員 ほかの徳島県と香川県の議会では、どのように取り扱われているのかと、高知県と香川県と徳島県とが連携しての取り組みは何かあるのですか。

◎山下新エネルギー推進課長 私が承知している限りは、徳島県と香川県の議会では、特に議題に上がってないと思います。ただ、四国知事会の中で4県として国に対しての要望については、しっかりと意思統一してやっておりますし、現在の愛媛県の状況は、愛媛県知事から、随時、各3県知事に情報提供していただいている状況です。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあす行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 それでは、以後の日程については、あすの午前 10 時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了します。

(16 時 05 分閉会)